

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月12日
【事業年度】	第35期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社アイ・ピー・エス
【英訳名】	IPS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 宮下 幸治
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地四丁目1番1号
【電話番号】	(03)3549-7621（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画本部長 川淵 正光
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地四丁目1番1号
【電話番号】	(03)3549-7621（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画本部長 川淵 正光
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	10,728	12,346	14,117	15,264	16,999
経常利益 (百万円)	2,897	3,464	4,427	4,073	5,787
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,888	2,292	2,835	2,544	4,196
包括利益 (百万円)	2,392	2,933	2,733	5,160	5,013
純資産額 (百万円)	9,136	11,864	15,183	20,982	25,636
総資産額 (百万円)	18,420	25,129	33,529	42,031	50,979
1株当たり純資産額 (円)	589.01	751.94	878.29	1,175.66	1,440.51
1株当たり当期純利益金額 (円)	152.37	184.52	225.08	197.14	322.41
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	145.01	175.50	215.76	192.85	315.60
自己資本比率 (%)	39.7	37.2	33.7	36.3	37.0
自己資本利益率 (%)	29.9	27.5	27.5	19.2	24.6
株価収益率 (倍)	13.7	13.2	11.1	10.8	8.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,580	2,636	574	704	4,585
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,658	5,506	4,735	2,542	7,086
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,067	3,578	2,315	1,380	2,035
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	5,778	6,881	4,234	3,918	3,534
従業員数 (名)	356	477	557	822	766
〔外、平均臨時雇用人員〕	〔7〕	〔9〕	〔11〕	〔8〕	〔6〕

(注) 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2026年 3月
売上高 (百万円)	6,205	4,466	3,264	2,407	1,860
経常利益 (百万円)	1,549	1,312	1,969	822	2,621
当期純利益 (百万円)	1,047	911	1,483	369	2,375
資本金 (百万円)	1,084	1,109	1,145	1,208	1,306
発行済株式総数 (株)	12,410,500	12,440,800	12,867,800	12,963,300	13,082,400
純資産額 (百万円)	5,722	6,227	7,348	7,361	9,400
総資産額 (百万円)	10,955	14,978	18,926	18,782	23,929
1株当たり純資産額 (円)	445.66	479.40	550.56	545.44	697.28
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	25.00 (-)	35.00 (17.50)	37.00 (17.50)	40.00 (20.00)	40.00 (20.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	84.56	73.34	117.76	28.66	182.47
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	80.47	69.75	112.88	28.04	178.62
自己資本比率 (%)	50.5	39.8	37.4	37.6	38.1
自己資本利益率 (%)	20.7	15.9	22.7	5.2	29.3
株価収益率 (倍)	24.8	33.3	21.2	74.6	15.7
配当性向 (%)	29.6	47.7	31.4	139.5	21.9
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	53 〔 - 〕	31 〔 - 〕	33 〔 - 〕	31 〔 - 〕	31 〔 - 〕
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%)	74.5 (102.0)	87.9 (107.9)	91.1 (152.5)	79.9 (150.2)	107.0 (202.2)
最高株価 (円)	3,115	3,395	2,694	2,777	3,950
最低株価 (円)	1,680	1,964	1,833	1,500	1,785

- (注) 1. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、アルバイト・パート・タイマーを含み、派遣社員を除いております。
2. 2022年4月4日付けの東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
3. 2026年3月期の1株当たり配当額40.00円のうち、期末配当額20.00円について、2026年6月23日開催予定の定時株主総会の決議事項になっています。

2【沿革】

年月	概要
1991年10月	海外の人材を日本企業に紹介する事業を目的として株式会社アイ・ピー・エス（以下「当社」という。）を設立
1992年2月	国際デジタル通信株式会社（現 ソフトバンク株式会社）の代理店となる
1996年5月	在留フィリピン人向けタガログ語新聞「Pinoy Gazette」を創刊（2020年3月終了）
1998年8月	郵政省に旧特別第2種電気通信事業者として登録
1999年1月	フィリピンにコールセンターを運営する子会社「Pilipinas International Marketing Services, Inc.（現 KEYSQUARE, INC.）」（現連結子会社）を設立
2002年12月	第1種電気通信事業者である株式会社テレグローブ・ジャパンの全株式を取得し、同社の社名を株式会社アドベント（現解散済み）に変更
2003年3月	株式会社アドベントとNTTグループ各社等の大手電気通信事業者との間でネットワークの相互接続を開始
2004年10月	総務省に電気通信役務利用放送事業者として登録
2005年3月	在留フィリピン人向け放送サービスとして有料衛星放送サービス「アクセスTV」を開始（2012年8月終了）
2005年3月	株式会社アドベントより営業を全部譲受け、同社の事業を継承したことにより、総務省が当社を認定電気通信事業者として登録
2005年9月	在留フィリピン人を主対象とした訪問介護員2級養成講座「Tokyo Caregiver Academy」を開講（現在は休講）
2006年1月	厚生労働省より一般派遣事業の許可を取得（2021年1月廃止）
2006年10月	厚生労働省より有料職業紹介事業の許可を取得（2021年1月廃止）
2010年2月	I SUPPORT PTE. LTD.との合弁により「Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation」（当社50.0%、I SUPPORT PTE. LTD.50.0%）（現連結子会社）をフィリピンに設立
2011年3月	フィリピンの子会社「Pilipinas International Marketing Services, Inc.」を、「KEYSQUARE, INC.」に社名変更
2012年9月	フィリピンで、ケーブルテレビ事業者（以下「CATV事業者」といいます。）向けに国際通信回線の提供を開始
2012年9月	在留フィリピン人向け有料インターネット放送コンテンツ配信サービス「VOX TV」を開始（2020年3月終了）
2013年9月	コールセンター事業者向け着信課金（トールフリー）再販サービス（秒課金サービス）（注1）の提供を開始
2013年11月	インドのDrishti-Soft Solution Pvt. Ltd.（現 Exotel Techcom Pvt. Ltd.）と提携して、同社が開発したコールセンターシステム（注2）「AmeyoJ」の発売を開始
2015年4月	フィリピン国内電気通信事業を行うことを目的とする子会社「InfiniVAN, Inc.」（当社40.0%、CorporateONE, Inc.60.0%）（現連結子会社）を設立
2016年6月	フィリピン国会で、「InfiniVAN, Inc.」がフィリピン国内で電気通信事業を営むことを認める法律（R.A10898：AN ACT GRANTING THE INFINIVAN, INC. A FRANCHISE TO CONSTRUCT, INSTALL, ESTABLISH, OPERATE AND MAINTAIN TELECOMMUNICATIONS SYSTEMS THROUGHOUT THE PHILIPPINES 共和国法10898号）が可決される
2017年11月	「InfiniVAN, Inc.」がフィリピンルソン島における通信事業の適格であるCertificate of Public Convenience and Necessity（以下「CPCN」といいます。）のProvisional Authority（以下「PA」といいます。）を取得
2018年6月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2018年9月	「InfiniVAN, Inc.」がフィリピンピサヤ・ミンダナオ地域における通信事業の適格であるCPCNのPAを取得
2019年6月	「InfiniVAN, Inc.」が5G無線通信サービスに用いるための周波数の割当を受ける。
2020年5月	シンガポールに通信事業を営む「IPS Telecommunication Singapore Pte. Ltd.（現 ISMO Pte. Ltd.）」（当社100%）（現 連結子会社）を設立

年月	概要
2020年12月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2021年1月	人材関連事業を株式会社グローバルトラストネットワークスに事業譲渡
2021年1月	シンガポールの子会社「IPS Telecommunication Singapore Pte. Ltd.」を、「ISMO Pte. Ltd.」に社名変更
2022年1月	アメリカ合衆国の「Carrier Domain, Inc.」を連結子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2022年6月	フィリピンに人間ドック・健診センターを運営することを目的とする「Shinagawa Healthcare Solutions Corporation」（当社40%、Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation50%）（現 連結子会社）を設立
2022年7月	国内通信事業を会社分割により分社化し、株式会社アイ・ピー・エス・プロ（当社100%）（現 連結子会社）を設立
2023年5月	Shinagawa Healthcare Solutions Corporationが、Shinagawa Diagnostic & Preventive Care Centerの運営を開始
2023年9月	フィリピンにおいて、BBIX株式会社との合併によりBBIX Philippines, Inc.（BBIX株式会社50.0%、当社50.0%）（現持分法適用会社）を設立
2023年12月	フィリピンにおいて、InfiniVAN, Inc.がフィリピンの通信事業者 Globe Telecom, Inc. および Eastern Telecommunications Philippines, Inc.と共同建設したフィリピン国内海底ケーブルネットワーク（PDSCN）が完成
2024年12月	フィリピンにおいて、BBIX Philippines, Inc.がセブ、カガヤン・デ・オロ、ダバオの3地域で新たに拠点を開設し、インターネットエクスチェンジ（IX）サービスの提供を開始
2025年8月	日本から台湾、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポールを結ぶ新たな国際海底ケーブル（ケーブル名「Candle Submarine Cable System」、以下「Candle」という。）のコンソーシアム形式による共同建設に参画

（注1） 着信課金（トールフリー）再販サービス（秒課金サービス）

着信者が契約し、発信者が（指定された番号を使用する等の）着信課金手順を指定して通話した場合、通常は発信者が払うべき通話料金を着信者が払う仕組みとなっております。当社の「秒課金サービス」は、課金単位を従来の3分又は30秒単位から、1秒単位での提供を行うサービスです。

（注2） コールセンターシステム

コールセンター業務に必要な発信、通話録音、通話履歴管理等の機能を搭載したシステムのこと。主にCTI（電話とコンピューターと統合させたシステム）、サーバー等のハードウェアや顧客データベース、対応履歴管理等のソフトウェアによって構成されております。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社アイ・ピー・エス）と連結子会社8社（KEYSQUARE, INC., Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation, InfiniVAN, Inc., CorporateONE, Inc., ISMO Pte. Ltd., Carrier Domain, Inc., Shinagawa Healthcare Solutions Corporationおよび株式会社アイ・ピー・エス・プロ）により構成されており、「国際通信事業」、「国内通信事業」、「メディカル&ヘルスケア事業」の3つのセグメントに分類されます。

各セグメントの事業内容および関係会社の位置付けは以下のとおりです。

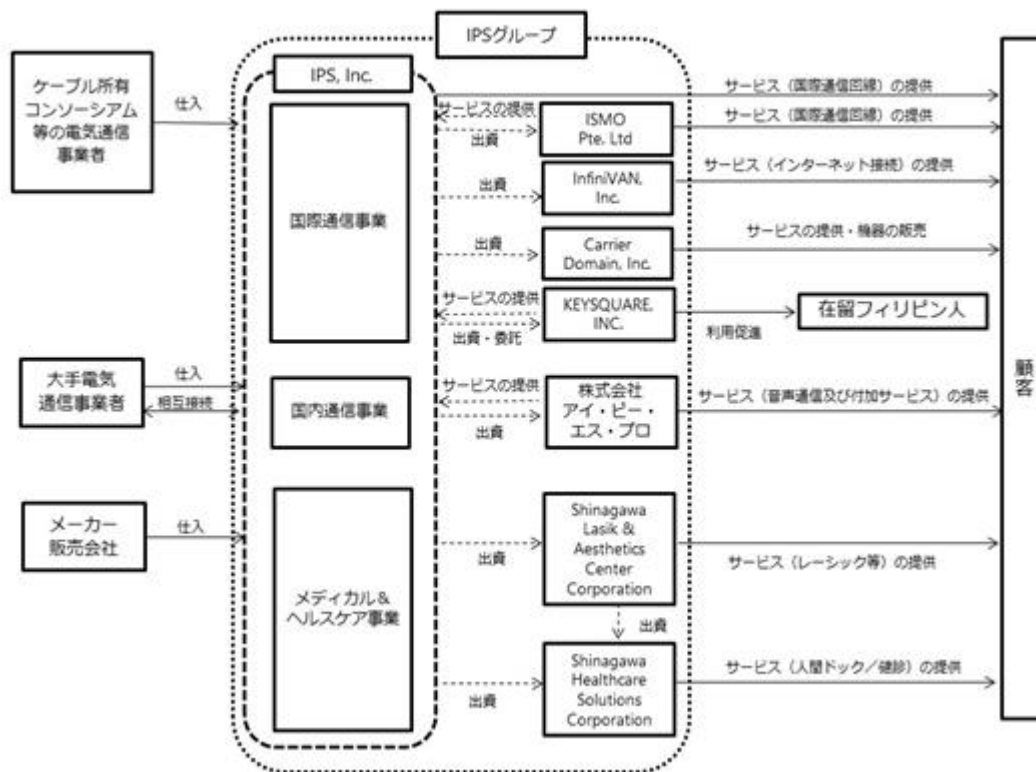
報告セグメント	事業内容	関係会社
国際通信事業	<p>フィリピンと北米・香港等とを結ぶ国際通信回線を、フィリピン国内のCATV事業者等のインターネット接続事業者提供しております。併せて、通信機器をCATV事業者等に販売しております。</p> <p>日本・フィリピン・シンガポールを結ぶ国際海底ケーブル「Candle」の共同建設に参画し、国際海底ケーブルビジネスを展開しております。</p> <p>子会社であるInfiniVAN, Inc.がフィリピン国内で法人向けインターネット接続サービスを行っております。</p> <p>フィリピン国内に敷設した通信回線の提供を行っております。</p>	<p>KEYSQUARE, INC. ISMO Pte. Ltd. Carrier Domain, Inc. InfiniVAN, Inc. CorporateONE, Inc.</p>
国内通信事業	<ul style="list-style-type: none"> ・音声通信（電話サービス）の提供 国内外の固定／携帯電話事業者と相互接続協定を締結し、自社ネットワークを通じた音声通信サービスを提供しております。他の通信事業者向けの格安な通話サービスの提供や、クレジットカード会社向けの自動督促用音声装置と組み合わせた音声通話サービス等、大手通信事業者が提供しないサービスを提供しております。大手通信事業者の着信者払い通話サービスを大口で仕入れて小口で再販し、1秒単位で課金する秒課金サービスを提供しております。 ・コールセンターシステムの販売 インドのDrishti社が開発したコールセンターシステム「AmeyoJ」のライセンスを仕入れ、日本国内のコールセンター事業者へ販売。 ・データセンターサービス 東京都内にデータセンターを保有し、他の事業者のサーバーを預かるコロケーションサービス（注1）等を提供しております。 	<p>株式会社アイ・ピー・エス・プロ</p>
メディカル&ヘルスケア事業	<p>レーシック手術による近視矯正等の眼科の科目で診療を行っております。</p> <p>フィリピンにおいて、人間ドック・健診センターを運営し、予防医療を提供しております。</p>	<p>Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation Shinagawa Healthcare Solutions Corporation</p>

（注1） コロケーションサービス

主に通信事業者の局舎内で、通信機器等を設置する場所を提供することをいう。

〔事業系統図〕

事業系統図は、以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) KEYSSQUARE, INC.	フィリピン共和国 タギッグ市	30百万 フィリピンペソ	国際通信事業	99.9	役員の兼任あり。 資金の貸付あり。
Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation (注)4	フィリピン共和国 タギッグ市	232百万 フィリピンペソ	メディカル&ヘル スケア事業	46.5 〔4.0〕	役員の兼任あり。
InfiniVAN, Inc. (注)4, 5	フィリピン共和国 タギッグ市	1,998百万 フィリピンペソ	国際通信事業	100.0 (44.8)	役員の兼任あり。 資金の貸付あり。
CorporateONE, Inc. (注)4	フィリピン共和国 パシッグ市	93百万 フィリピンペソ	国際通信事業	31.8 (31.8) 〔68.2〕	-
ISMO Pte. Ltd. (注)4, 5	シンガポール共和 国	2百万 シンガポールドル	国際通信事業	100.0	役員の兼任あり。
CarrierDomain Inc.	アメリカ合衆国 ニュージャージー 州	0百万 アメリカドル	国際通信事業	51.1 〔48.9〕	役員の兼任あり。
Shinagawa Healthcare Solutions Corporation (注)4	フィリピン共和国 タギッグ市	350百万 フィリピンペソ	メディカル&ヘル スケア事業	90.0 (50.0)	役員の兼任あり。
株式会社アイ・ピー・エ ス・プロ (注)4, 5	東京都 中央区	300百万円	国内通信事業	100.0	役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社) ISMO Inc.	フィリピン共和国 タギッグ市	6百万 フィリピンペソ	国際通信事業	40.0 (40.0)	-
BBIX Philippines, Inc.	フィリピン共和国 タギッグ市	79百万 フィリピンペソ	国際通信事業	49.0 (49.0)	役員の兼任あり。

- (注)1. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。また、〔 〕内は緊密な者、又は同意している者の所有割合で外数であります。
2. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 特定子会社に該当しております。
5. 株式会社アイ・ピー・エス・プロ、ISMO Pte. Ltd.及びInfiniVAN, Inc.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。該当の主要な損益情報等につきましては以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	株式会社アイ・ ピー・エス・プロ	ISMO Pte. Ltd.	InfiniVAN, Inc.
売上高	2,409	2,087	12,271
経常利益	402	1,118	3,775
当期純利益	271	1,133	3,661
純資産額	1,207	3,805	20,530
総資産額	1,852	4,779	35,850

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当連結会計年度末現在における経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針及び経営環境

当社グループは、Open Doorという企業理念のもと、いまだ誰も突破できていない障壁のある生活に密着した分野で、誰よりも先んじて事業機会を創造し、事業を展開し、産業構造を変え、あるべき社会を実現すべく、様々な事業に取り組んでおります。世界経済は、関税をはじめとする米政策動向の不確実性や中国経済の減速、ウクライナ情勢等の地政学的リスクなどの影響で、依然として先行き不透明な状況が続いておりますが、当社グループが事業を展開するフィリピンは、人口増加を背景にアジア諸国の中でも高い経済成長率を維持しております。また、日本においても、インバウンド需要の回復等により景気の緩やかな回復が見られております。

当社グループの中核事業である国際通信事業においては、デジタル化の加速に伴い、人工知能(AI)やデータセンターへの投資が活発化する中で通信需要が増加しております。当社グループは、2020年5月にフィリピンとシンガポール・香港間を結ぶ国際回線(City-to-City Cable System、以下「C2C回線」)の使用権を取得し、フィリピンで3番目の国際通信キャリアとなり、2020年10月よりC2C回線と各国の陸上回線を併せた国際通信ネットワークの提供を開始しました。国際通信回線の供給能力が飛躍的に増加したことにより、従来のCATV事業者向けに加えて通信事業者向けの提供が可能となり、キャリアズキャリア(通信事業者のための卸売業者)としてのポジションを確立しております。キャリアズキャリア販売により、通信回線の取得や建設にかかる投資資金の早期回収が可能となります。また、2023年12月には、フィリピンの通信事業者2社と共同建設していた、ルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島を結ぶフィリピン国内海底ケーブルネットワーク(Philippine Domestic Submarine Cable Network、以下「PDSCN」)が完成しました。PDSCNを中心とする国内基幹網の拡充を通じ、フィリピン全土に通信回線やサービスを展開することにより、よりスピード感のあるダイナミックな事業展開を進めていくことが可能となります。さらに、2025年8月には、日本から台湾、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポールを結ぶ新たな国際海底ケーブル「Candle」の共同建設に参画し、フィリピン国内で陸揚局の建設を行うなどの国際通信インフラ基盤の強化を図っております。

日本においても、国内通信事業を分社化し、株式会社アイ・ピー・エス・プロを2022年7月に設立し、意思決定の迅速化及び機動的な企業運営を強化し、事業執行の確実性とスピード化を図っております。

メディカル&ヘルスケア事業では、レーシックにおいて競争環境が激化しているものの、人口増加に伴い若年層を中心に適応対象が拡大していくことが予想されます。Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation(以下「SLACC」)による日本の技術やノウハウを導入した医療サービスに対する顧客の評価は高く、引き続き高品質のサービス提供を行ってまいります。また、予防医療分野への進出による事業拡大を図るため、Shinagawa Healthcare Solutions Corporation(以下「SHSC」)において、日本基準の人間ドック・健診センターであるShinagawa Diagnostic & Preventive Care Center(以下「SDPCC」)の2023年5月に運営を開始しております。

国際通信事業

本事業は、フィリピンのCATV事業者や通信事業者へのインターネットに接続するための国際通信回線やフィリピン国内での通信回線の提供及びマニラ首都圏経済集積地での法人向けインターネット接続サービスなどを行っております。

国際通信回線の提供においては、2020年5月に、オーストラリア最大手通信事業者の海外部門子会社との間で、フィリピンとシンガポール・香港を結ぶC2C回線の一部の使用権を取得し、2020年6月にはISMO Pte. Ltd.(以下「ISMO」)を設立してシンガポールの通信ライセンスを取得し、上記3か国の陸上回線と併せた国際通信ネットワークを構築して同年10月に提供を開始しました。このC2C回線の使用権の取得および各国の国内通信ネットワークの構築により、当社グループはフィリピンにおいて、海底ケーブルの権利を保有して運用する大手通信事業者2社に次ぐ3番目の国際通信キャリアとなり、国際通信回線の供給能力が飛躍的に増加したことから、キャリアズキャリアとして通信事業者向けの販売を開始するなど事業が大きく拡大しております。

また、フィリピン国内においても、中核通信子会社InfiniVAN, Inc.(以下「InfiniVAN」)がフィリピンの通信事業者2社と2022年7月から共同建設を開始したPDSCNが2023年12月に完成し、回線やサービスの提供を開始しております。併せて、陸上回線の整備を行い、国際通信事業の拡大に必要なフィリピン国内基幹網のさらなる整備を推進し、C2C回線と国内外のネットワークを提供することにより、フィリピンの多くの地域に快適なインターネット環境を整備してまいります。さらに、日本、フィリピン、シンガポールなどを結ぶ新たな国際海底ケーブル「Candle」の共同建設に参画することやフィリピン国内での陸揚局の建設を行うなど、国際通信インフラ基盤の拡充を図っております。

また、本事業の収益の柱であるマニラ首都圏経済集積地での法人向けインターネット接続サービスは、PDSCNの完成でフィリピン国内基幹網が整備されたことにより、金融機関等の地方にも拠点を有する企業との取引も拡大しており、営業員やバックボーン敷設等の社内体制増強を図り、課金顧客数の増加を図ってまいります。

DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現には5Gの同時接続が必要になる等今後も通信環境の整備が進んでいくことが想定されます。2021年2月に、InfiniVANが、フィリピン共和国国家通信委員会（NTC）から、1.5GHzの周波数帯の割当を受けました。2020年に割当済の5G専用の周波数帯である3.7GHz、24GHzと併せて、従来の4G技術と新たな5G技術の併用も視野に入れて、5G無線ブロードバンドサービスの提供を目指して実用化に向けた取り組みを引き続き検討してまいります。

国内通信事業

当社グループが日本国内の販売代理権を持つコールセンターシステム「AmeyoJ」と秒課金サービスを合わせたコールセンターソリューションの分野は、引き続き需要の伸長が予想され、顧客管理とコールセンターの一元システムの構築といった包括的ソリューションのサービス提供を進めてまいります。また、2025年に完全実施となった電話網のIP化（PSTNマイグレーション）を契機として、着信側が課金される「0120」等を自社提供する新サービス開始に向けた対応を進めており、顧客ニーズに柔軟に対応しながら収益拡大を目指すとともに、さらなる新サービスの提供による事業拡大も図ってまいります。

一方、電気通信事業者間の音声通信回線の相互接続は、電話網IP化の影響を受け、接続料（アクセスチャージ）水準の変更や過年度分の遡及精算、一部取引を保守的に見直したことにより、収益が一時的に減少する影響を受けましたが、会計上の必要な手当等を講じるなど速やかに対応しており、今後は回復を見込んでおります。

メディカル&ヘルスケア事業

当期は競争環境の激化もあり、SLACCがマニラ首都圏で展開するレーシックの手術件数は減少いたしました。日本の技術やノウハウを導入した医療サービスに対する顧客の評価は依然高く、引き続き高品質のサービスの提供に努めます。また、人口増加を背景に若年層を中心とする適応対象の拡大を見込んでおり、マーケティング手法を柔軟に見直しながら、需要動向に応じた価格設定などを通じてきめ細やかなサービスの提供を図ってまいります。

人間ドック・健診センターにおいては、日本の優れた画像診断技術を活用し、多くのフィリピン人の方々に適切な費用での利用を図るSDPCCにおいて、法人の定期健診、個人の継続的利用の促進に取り組んだ結果、来院患者数は着実に伸長しております。引き続き、フィリピンにおける健康・予防意識の向上と予防医療の啓発活動を継続し、継続的な利用者の拡大を図ってまいります。

(2) 経営戦略

国際通信事業

C2C回線の使用権を取得して当社グループの国際通信ネットワークを構築しております。これにより、国際通信回線の供給能力が飛躍的に増大して、従来のCATV事業者向けに加えて通信事業者向けの提供が可能となりました。一方で、国際通信事業の拡大には、フィリピン国内の通信網の拡大を始めとする通信基盤の整備が不可欠です。新たなエリアでのCATV事業者や通信事業者への販売拡大を図るため、フィリピンの通信事業者2社と共同建設していたルソン島、ピサヤ諸島、ミンダナオ島を結ぶPDSNが2023年12月に完成しました。併せて、陸上回線の整備を行い、フィリピン国内基幹網を構築しております。これにより、フィリピン全土の多くの地域に向けて通信サービスの提供が可能となっており、さらなる事業拡大を図ってまいります。

フィリピン国内の通信需要は経済成長に伴って拡大しており、マニラ首都圏の法人向けインターネット接続サービスの需要も引き続き伸長しているため、社内体制を強化して課金顧客数の増加を図ってまいります。また、デジタル化の加速を背景に、在宅勤務など多様な就業形態が広がっており、個人向け通信市場も拡大していることから、レジデンシャル向けサービスの提供を強化してまいります。

2021年2月に、InfiniVANが、フィリピン共和国国家通信委員会（NTC）から1.5GHzの周波数帯の割当を受け、2020年に割当済の3.7GHz、24GHzの周波数帯と併せて、従来の4G技術と新たな5G技術の併用も視野に入れ、5G無線ブロードバンドサービスの提供を目指して工業団地などでの実証実験を進捗させ、実用化に向けた取り組みを引き続き検討してまいります。

さらに、新しい国際海底ケーブル「Candle」の共同建設に参画するとともに、フィリピンのバレルに陸揚局の建設を行うことなど、国際通信インフラ基盤を整備することにより新たな通信分野での事業の拡大を図ってまいります。

国内通信事業

主力であるコールセンター事業者向けのソリューションサービスは、引き続き通信トラフィックが堅調に推移し、安定的な需要が続くことが予想されます。コールセンターが必要としているニーズは多様化しており、従来の割安な電話サービスの提供に留まらず、SNS（注1）やAI（注2）によるコミュニケーションも含めた、顧客管理とコールセンターの一元システムの構築等、新しいコンセプトでの包括的ソリューションの提供を進めてまいります。また、電話網のIP化（PSTNマイグレーション）の進展により、着信側が課金される「0120」等を新サービスとして自社提供に向けた対応を進めており、顧客ニーズに柔軟に対応しながら収益拡大を目指すとともに、さらなる新サービスの提供による事業拡大も図ってまいります。

(注1) SNS

Social Networking Serviceの略称で、Web上で社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築可能にするサービスです。

(注2) AI

Artificial Intelligenceの略称で、人工知能と訳されます。コンピューターを使って、学習・推論・判断等人間の知能のはたらきを人工的に実現したものです。

メディカル&ヘルスケア事業

主力事業であるレーシックは、競争環境の激化の影響を受けております。引き続きSLACCの提供するサービスに対する高い評価や知名度を生かしつつ、顧客ニーズに応じた柔軟なサービス体系や価格設定を行い、新たなマーケティング手法の実施などにより顧客獲得の強化を図ってまいります。

また、新規事業である予防医療分野では、平均年齢の低いフィリピンにおいて先駆的な取り組みである予防医療について、重要性の啓発活動を強化してまいります。日本の優れた画像診断技術を活用しながらも、適切な費用で利用できる人間ドック・健診センターの認知度を高め、利用状況の改善を図ってまいります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

中長期経営戦略を推進するにあたり、優先的に対処すべき課題として下記のものがあります。

当社グループは、フィリピンでの通信事業に主要な収益の機会を求めており、国際通信事業は、CATV事業者や通信事業者に対して国際通信回線を提供するホールセール部門と、主にマニラ首都圏地域に通信設備を構築し、法人向けのインターネット接続サービスを提供するエンタープライズ部門から成り立っております。フィリピンでは外資規制等により新規参入が困難であり、既存の大手事業者による寡占市場であること等が、外資系企業としていち早く参入した当社グループにとって様々な収益機会となりました。ただ、通信事業が外資規制の対象から除外されたことで、今後新たな競合事業者の参入も想定されうることから、今後数年間の投資が将来的な事業拡大にとって重要であり、そのための人材や資金、その他のリソースの確保が最も重要であると認識しております。

その他にも、下記の対処すべき課題があります。

国際通信事業

2020年、2021年に使用権を取得いたしましたC2C回線は、順調に顧客への提供を積み上げており、さらなる安定的な供給のために新たな国際通信回線を確保していくことが必要となります。また、供給量確保の前提として、全体的な通信需要を適切に把握するとともに、通信事業者向け等の大口の顧客を開拓するなど新規顧客の獲得を進め、提供先を拡大することが求められます。

フィリピンの通信環境を改善し、フィリピン各地の通信事業者やCATV事業者にも国際通信回線の提供など当社グループのサービスを提供するには、フィリピン国内基幹網の整備・拡充が必要となります。2022年7月に共同建設を開始したPDSCNIは2023年12月に完成し、陸上回線の敷設を行うことで、ルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島を結ぶフィリピン国内基幹網を構築しており、さらなる整備・拡充を図ってまいります。

また、マニラ首都圏を中心とする法人向けインターネット接続サービスの拡大を図るとともに、個人向けブロードバンドサービスの開拓等、市場の変化に応じた新たな顧客獲得による需要の確保も重要な課題であります。

国内通信事業

2022年7月に会社分割により国内通信事業を分社化し、株式会社アイ・ピー・エス・プロを設立しております。分社化による意思決定の迅速化などのメリットを活かし、新たな通信サービスの提供を行うなど事業の拡大を図ってまいります。特に、2025年にかけて実施された電話網のIP化(PSTNマイグレーション)に対応した新たなサービスの提供などをはじめとして、顧客基盤の強化と収益改善を図ってまいります。

また、国内通信事業において収益の大部分を担ってきた音声通信は、無料通話アプリの普及等により、国内での需要が減少しつつあります。そのような環境下、当社株式会社アイ・ピー・エス・プロが主力としているコールセンターソリューション事業は、広くコンタクトセンターのソリューション提供に方針を変えることが求められております。当社が提供しているコールセンター向けソフトウェアの提供、自動書き起こしやAIによる応答等、多様なニーズに応えてまいります。

なお、2025年11月に発生した株式会社アイ・ピー・エス・プロが提供したIP電話番号の不正利用による発信者電話番号偽装については、再発防止の徹底を図っております。

メディカル&ヘルスケア事業

フィリピンの医療環境の改善を図るため、2022年6月に人間ドック・健診センターを運営する子会社SHSCを設立し、2023年5月に人間ドック・健診センターSDPCCの運営を開始しております。フィリピンの方々の予防医療についての認知を高め、SDPCCの運営を軌道に乗せ、2025年第4四半期において黒字化を達成いたしましたので、年間での黒字化を図ってまいります。

また、主力であるSLACCが提供するレーシックについては、引き続き需要の拡大に対応し、マーケティング手法の強化などにより、来院者数の増加に努めてまいります。

内部統制システムの強化・運用

当社グループはこれまで継続的に内部監査体制を強化し、業務の改善、統制の強化に努めてまいりました。今後は、コーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、さらにコンプライアンス遵守を社内に浸透させる施策を展開してまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは事業拡大と企業価値の向上のために、売上高、営業利益を重要な指標としております。ただ下記の事業につきましては、投資が先行する新規事業であること等から、独自の尺度で経営上の目標の達成状況を判断しております。

国際通信事業は、法人向けインターネット接続サービスに関して、課金済みの顧客件数及びその契約容量を事業成長判断の一つの基準としており、毎月集計して進捗の管理をしております。

また、同サービスを利用できるようになった建物の件数も、事業成長判断の一つの基準としております。通信回線・通信機器を設置するまで、調整に時間がかかるものの、いったん設置した後は容易にサービス提供できるため、収益の可能性が高まるといえるからです。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

当社グループは、当社取締役会において定めたサステナビリティ基本方針に基づき事業を推進するとともに、当社グループにおけるサステナビリティ関連のリスク及び機会の認識、各種施策の検討などを行うサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会は、当社代表取締役を委員長とし、委員会は各部門の部門長および重要な子会社の社長により構成され、各部門・各子会社が抱える課題等を検討し、その活動のモニタリングを行うなど、サステナビリティに関する取組を決定・推進いたします。また、気候変動に伴う事業遂行に悪影響を及ぼす事象などのサステナビリティ関連のリスク管理についてもサステナビリティ委員会にて対応していく方針です。現在、事業活動に重大な影響を及ぼすサステナビリティに関するリスクについての認識はありませんが、各事業分野の部門長が担当部門に関するリスク認識を全社的に共有し、当社グループとして必要な施策を迅速に講じております。さらに、重要な事案が生じた場合には適宜取締役会に報告し、その監視・監督のもとサステナビリティ経営を推進することとしております。

サステナビリティに関する取組は、当社ホームページ (<https://ipsism.co.jp/sustainability/>) に記載しております。

(2) 重要なサステナビリティ項目

上記、ガバナンス及びリスク管理を通じて識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は、以下のとおりであります。

- ・人々の生活の質の向上（国際通信事業）
- ・健全な市場競争の推進（国際通信事業）
- ・人々の健康意識・予防意識向上（メディカル&ヘルスケア事業）

それぞれの項目に係る当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。

人々の生活の質の向上

当社グループが事業展開しているフィリピンでは、通信インフラの整備が課題であり、都市部では災害や事故が起きて都市機能が麻痺しない通信インフラの構築を行い、地方では都市部との格差の解消につながる通信インフラの整備を行い、フィリピンの人々の生活の質の向上を目指します。

そのため、フィリピン国内海底ケーブルネットワークを活用し、フィリピン国内において光ファイバー回線網の敷設を進めることで、フィリピン国内基幹回線網を整備・強化し、強靱な通信インフラの構築を図ってまいります。

健全な市場競争の推進

フィリピンとシンガポール、香港、米国などを結ぶ国際回線容量の提供を通し、各国事業者とパートナーシップを強化し、協業も行いながら地域の通信環境を改善し、通信サービスの選択肢を増やすことで市場の健全な競争状態の推進を目指します。

人々の健康意識・予防意識向上

日本品質の技術を導入したメディカル&ヘルスケアサービスを手頃な価格で提供することで、医療へのアクセスを容易にし、フィリピンの人々の健康意識・予防意識の向上や生活習慣病の抑制を目指します。

そのため、日本規格の予防医療に特化した人間ドック・健診センターを開院いたしました。

当社グループでは、女性の役員の就任、女性・外国人・中途採用者の管理職の登用等を積極的に行うなど、属性などに関係なく中核人材を積極的に採用することで、その多様性の確保を図っております。さらに、社員一人一人の成長が実感できるような取り組みを進めるとともに、海外子会社への社員の派遣などを行うことにより多様な人材の育成を図っております。当連結会計年度末現在の当社の女性の役員の比率は33%です。また、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合などについて当社及び国内連結子会社は法律の規定による公表義務の対象でなく、小規模な組織のため、具体的な目標は定めておりませんが、今後も女性・外国人・中途採用者の登用等を積極的に行い、人材の多様性の確保を図り、女性管理職の比率などを高めてまいります。

また、海外子会社についても同様の方針で採用し、人材の多様性を高めてまいります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性がある主な事項を記載しております。

また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。

なお、本書に記載されている将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが入手可能な情報から判断したものであります。

(1) 海外事業に関わるリスク

当社グループは、主に日本国内のほかフィリピン、シンガポール及びアメリカ合衆国に事業拠点を設置し、事業を展開しております。このため当該状況に係るリスクとして以下の3つの事項をあげることができます。

経済動向について

当社グループと共に、当社グループの取引先も日本国内に留まらず海外においても事業を展開しております。このため、当社グループが事業拠点を設置している4か国のほか、取引先企業が事業展開を行っている国々や地域の経済環境や社会環境の変化及び景気動向の影響を受ける可能性があり、その結果、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

海外での事業展開について

当社グループの海外での事業展開において適用を受ける関連法令・規制・税制・政策の制定、改正又は廃止、解釈・実務上の取扱いの相違・変更、行政の運用の変更、政治経済情勢・外交関係の変化、電力・輸送・通信等のインフラの停止・遅延、人件費の上昇、テロ、戦争、伝染病等が発生した場合や、日本との商習慣の違いから取引先等との間で紛争が生じ、現地での事業活動に悪影響が生じる場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

フィリピンのカントリーリスクについて

当社及びグループ会社8社は、フィリピンにおける事業を展開しております。このうち、KEYSQUARE, INC.は国際通信事業のバックオフィス業務や在留フィリピン人向けのコールセンターの運営等を行っているほか、SLACCはマニラ市内に2つのクリニックを運営し、レーシック（近視矯正手術）の施術を行う医療・美容事業を行っております。また、2015年にはフィリピン国内での通信事業展開を企図してInfiniVANを設立し、フィリピン国内にて通信事業を行っております。CorporateONE, Inc.はInfiniVANの発行済株式の44.8%を保有する持株会社として機能しております。シンガポールにあるISMO Pte. Ltd.はフィリピンのCATV事業者や通信事業者に国際通信回線を提供しております。Carrier Domain, Inc.はフィリピンのCATV事業者などに通信機器の販売を行っております。さらに、SHSCは、人間ドック・健診センターの運営を行っております。

近年のフィリピンは、賃金水準が向上し、当社グループが希望する人材の確保が想定どおりにできない可能性があります。また、中東情勢の影響により原油の調達の問題や輸入価格の上昇などによる物価高騰などの問題も生じております。さらに、台風や火山の噴火等といった自然災害により通信システムの障害等が生じ都市機能が麻痺する場合や、反政府組織によるテロ活動等により治安が悪化した場合は、当社グループの事業活動を期待どおりに展開できない可能性や、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(2) 国際通信事業に関わるリスク

当社グループの国際通信事業は、当社によるフィリピンと香港・シンガポール等を結ぶ国際通信サービスの提供と InfiniVANによるマニラ首都圏を中心とした地域内での法人向けインターネット接続サービスの提供及びフィリピン国内通信回線の提供になります。前者は、当社が、フィリピンと香港、シンガポール、東京、北米との間の国際通信回線（フィリピン国内区間を含みます）の長期使用権（IRU）（注1）又は賃借権を、実質的な所有者である通信回線事業者から取得し小口化して、フィリピンでインターネット接続サービスを提供しているCATV事業者等に対して提供しております。また後者は、InfiniVANがマニラ首都圏を中心とした地域で法人向けにインターネット接続サービスを提供するとともに、自社で敷設した通信回線を他の通信事業者等にIRU契約又はリース契約により提供しております。さらに、2028年3月完成予定の日本 フィリピン-シンガポールを結ぶ国際海底ケーブル「Candle」の建設プロジェクトに参画し、国際通信事業領域の拡大を図っております。当社グループの国際通信事業による売上高は、当連結会計年度の売上高の76.1%を占めており、以下のようなリスクがあります。

(注1) IRU

「Indefeasible Right of Use」の略称で、当事者間の合意がない限り破棄又は終了させることのできない長期的・安定的な通信回線使用权のこと。当社は、主に長期のIRU契約を締結して国際通信回線使用权を仕入れ、販売しております。

当社による国際通信事業

A フィリピンにおける当社の通信事業サービスの提供の形態等について

当社は、フィリピン国内外の通信事業者から取得したフィリピンと香港・シンガポール等を結ぶ大口の国際通信回線を小口化し、フィリピン国内のCATV事業者や通信事業者等の顧客に提供しておりますが、フィリピン領土内における通信事業については、フィリピンでの通信事業に適用されるRepublic Act No.7925 AN ACT TO PROMOTE AND GOVERN THE DEVELOPMENT OF PHILIPPINE TELECOMMUNICATIONS AND THE DELIVERY OF PUBLIC TELECOMMUNICATIONS SERVICES (以下「R.A.7925」という。)の規制を受けております。R.A.7925により、フィリピン国内の通信事業は、フィリピン国内の通信事業の認可を得た事業者のみが行なうことができます。また、フィリピン国内の規制により、当社が単独でフィリピン国内に通信設備を設置・運用することが認められておりません。そのため、当社の子会社であるInfiniVANは、下記「InfiniVANによる通信事業について」「A フィリピンにおける規制等について」に記載のとおり、フィリピン国内で通信回線を敷設して通信事業を行う為に必要なCPCN(通信事業者適格)のProvisional Authority(仮免許)を有しております。当社は、InfiniVANとの間で、通信回線の相互接続を内容としたMutual Business Cooperation Agreementを締結し、InfiniVANはフィリピン国内のCATV事業者及び通信事業者に対して、フィリピン国内にある通信回線等の通信用設備のリースを行っております。さらに当社がIRU等を取得している国際通信回線は、この提携により、InfiniVANが保有するフィリピン国内の通信回線と接続され、フィリピン国内の顧客は、当社及びInfiniVANからそれぞれ個別に提供される通信回線によって、シンガポール、香港、北米、東京にあるサーバー等と接続することができます。このような事業環境であるため、InfiniVANの保有するCPCNのPAの更新が認められない事象が生じた場合には、当社グループの事業展開や財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性はあります。

B 他社との競合について

フィリピン国内においては、大手2社(PLDT, Inc.及びGlobe Telecom, Inc.)が、主に携帯通信と地域間通信に係るサービスを寡占した結果、当該サービスについては、競争が不十分で料金が高止まりし、また、人口の少ない地域等では携帯電話を利用できない等の弊害が生じています。このような弊害への対応として、フィリピン政府が主導して、3番目の携帯電話事業者(Dito Telecommunity Corporation。以下「Dito社」といいます。)を立ち上げました。現在、当社グループはPLDT, Inc.及びGlobe Telecom, Inc.より国際通信回線の提供を受けており、また、当社グループからも一部国際通信回線を提供しており、これらの競合他社とは取引関係があります。また、当社はCATV事業者向け卸売り、上記の競合他社は携帯電話を中心とした小売りとマーケットでの棲み分けもできておりますが、今後、これら競合他社が、その資本力、サービス・商品、顧客基盤、営業力、ブランド、知名度等において、その優位性を現状以上に活用してサービスや商品の販売に取り組んだ場合や、他の通信事業者を更にも買収して寡占化が進む場合、当社グループが価格競争等で劣勢に立たされ、当社グループが顧客を獲得・維持できないことも考えられます。

C 特定の仕入れ先への依存について

当社グループの国際通信事業の遂行にあたっては、当社が、フィリピンとアメリカ間、フィリピンとアジア地域(香港・シンガポール・東京)間の国際通信回線のIRU又は賃借権を、それぞれの回線ごとに別々の事業者より調達しており、調達先は主に Telstra International Limited(香港)、 Telekom Malaysia Berhad(マレーシア)、 PLDT, Inc.(フィリピン)及び Globe Telecom, Inc.(フィリピン)の4社となっております。なお、フィリピンと香港、フィリピンとシンガポールを結ぶC2C回線の調達により以前に比べ特定の仕入れ先への依存は減ってきておりますが、これら国際通信回線の調達において、供給停止、納入遅延、不具合等の問題が発生し、調達先や回線の切り替えが適時にできない場合、品質維持のために必要な保守・点検が打ち切られた場合、又は、大幅な値上げを要求される場合、当社グループのサービスの提供に支障をきたし、顧客の獲得・維持が困難になる可能性や調達先の変更のために追加のコストが生じる可能性があります。その結果として、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

D サービスの構成について

これまで当社は、国際通信事業において、国際通信回線のIRU又は賃借権を、当該回線の実質的な所有者である国際通信回線事業者から取得し、主にそれを小口化してフィリピンのCATV事業者に長期のIRU契約により提供してまいりました。しかし伝送技術の発達による既存通信回線の高速化や新規通信回線の設置計画等によ

り、国際通信回線の価格が低下傾向であり、フィリピンのCATV事業者が長期のIRU契約から短期リースの契約にシフトする動きが顕著になっております。

従来、国際通信回線の卸売りにおいて、PLDT, Inc.及びGlobe Telecom, Inc.以外の競合事業者がおらず、長期にわたって収益が見込めるマニラ以外の地域、地方都市において、CATV事業者向けの卸売事業を拡大してきました。2023年12月にサービスを開始したフィリピン国内海底ケーブル・ネットワーク（PDSCN）により、当社グループがサービスを提供できる地域が大幅に増加することが見込まれます。しかしながら、下記「InfiniVANによる通信事業について E 地方へのネットワークの拡大について」に記載のとおり、競合他社においても競争力の強化策を進めており、競争の激化が当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社の仕入先である Telstra International Limited（香港）、 Telekom Malaysia Berhad（マレーシア）、 PLDT, Inc.（フィリピン）及び Globe Telecom, Inc.（フィリピン）の4社の国際通信回線事業者が、当社の販売先である中堅CATV事業者等に国際通信回線を販売する場合には競争が激化するなど、当社グループのサービスの提供に影響を及ぼし、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

E ケーブルテレビの市場環境

動画配信利用者の増加や、それに伴うテレビの視聴時間の減少、更に動画配信プラットフォームを経由したコンテンツの視聴時間の増加等のライフスタイルの変化により、有線放送を取り巻く環境は厳しく、米国をはじめとして、各国のCATV事業者は、収益の柱を有線放送からインターネットサービスプロバイダー事業に移行させることを試みております。ただし、そのためには、CATV事業者のインターネット接続サービスのほうが、通信事業者のサービスよりも魅力的であると市場が認知するだけの、通信設備や回線への投資が不可欠となります。一方、こうした動きに対応して、米国ではいち早く5Gによる家庭向けインターネット接続サービスが通信事業者によって提供される等、通信業界とCATV業界の競争が激化しております。また、フィリピンでも、これまでDSLサービス（注3）しか提供してこなかった大手通信事業者が、地方でもFTTH（注4）の提供を開始し、ポケットWi-Fi等の提供を始め、家庭用インターネット接続サービスに積極的に取り組むようになっていきます。こうした状況下、CATV事業者では、インターネット接続サービスで優位性を保つために、通信回線の光ファイバー等への置き換え等を行う必要があり、こうした投資に後れを取った場合、CATV事業者がインターネット接続サービスで収益を上げることができなくなる可能性があり、ひいては当社が取得した下記「その他全般に関わること A 国際海底ケーブルの使用権の取得について」に記載のC20回線の収益に影響を及ぼし、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

F Candleへの設備投資等について

Candleへの設備投資については、当社グループの過去最大の設備投資になります。Candleの完成は2028年3月を予定しており、段階的に借入を行い、投資資金を支払う契約となっております。Candleにおいて、予期せぬ事象が発生し、建設工事の中断などにより完成時期の遅れや未完成となった場合には、また、Candleの販売について、当初想定したような顧客への販売計画に遅れが生じた場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

（注3） DSLサービス

電話回線等のアナログ回線を利用した高速なデータ通信を行う技術を使ったデータ通信サービスのこと。既存の設備を使って高速通信ができるとして日本でも普及したが、距離に応じて通信速度が落ちることもあり、日本では下記のFTTHサービスに置き換わっている。東日本電信電話株式会社（NTT東日本）・西日本電信電話株式会社（NTT西日本）は2026年1月にサービスを終了と公表。

（注4） FTTHサービス

「Fiber To The Home」サービスの略称であり、光ファイバーを使った高速データ通信サービス。東日本電信電話株式会社（NTT東日本）・西日本電信電話株式会社（NTT西日本）が提供する「フレッツ光」が有名。

InfiniVANによる通信事業について

A フィリピンにおける規制等について

当社は、当社グループによるフィリピン国内の通信回線の提供を目的として、当社子会社であるInfiniVANを設立しております。2016年6月に同社に通信事業を行う権利（Franchise）を付与する法律AN ACT GRANTING THE INFINIVAN, INC. A FRANCHISE TO CONSTRUCT, INSTALL, ESTABLISH, OPERATE AND MAINTAIN TELECOMMUNICATIONS SYSTEMS THROUGHOUT THE PHILIPPINES（以下「R.A.10898」という。）が制定され、同社は、2017年7月にフィリピン国内に自ら通信回線を敷設することなく通信事業を行う為に必要となるValue Add Service Provider（付加価値サービス。以下「VAS」という。）の登録を行ったほか、2017年11月にNational Telecommunication Committee（国家通信委員会）から、フィリピン国内に通信回線を敷設して通信事業を行う為に必要な、Certificate of Public Convenience and Necessity（通信事業者適格。以下「CPCN」という。）のProvisional Authority（仮免許。以下「PA」という。）を取得いたしました（Case Number 2016-227）。PAを同社に付与する命令書（Order）では、PAの有効期間は2017年11月10日から18か月間とされ、InfiniVANはPAの取得後1年以内に約305百万ペソ以上の増資を行うこと等の義務を負い、増資義務に違反した場合には、PAの更新及び期間延長ができない旨が条件として規定されております。また、同社は、2018年9月11日に、ビサヤ・ミンダナオ地域でのCPCNのPAが認められました（Case Number 2017-011）。この2つのPAによって同社に課された増資義務はすでに履行済みであり、各PAは更新されております。また、ルソン島のCPCNのPAの有効期限は2023年5月10日となっており、ビサヤ・ミンダナオ地域のCPCNのPAの有効期限は2023年3月10日となっており、現在、再更新の申請済みとなっております。

また、事業開始後5年以内に同社株式の30%以上を売り出すことを定めたR.A.10898の適用については、適用時期の延長をフィリピン国会に申請済みとなっております。また、Public Service Act（以下「公共サービス法」という。）の改正により、電気通信事業が公益事業ではなくなったことを受け、R.A.10898の規制対象から除外することも議論されております。InfiniVANが当該法令に違反する行為を行った場合、行政機関からVASの登録やCPCNを取り消されたり、当社グループの取引先から契約を解除される可能性があります。上記のような事態が発生した場合、当社グループが想定している当社グループの国際通信事業の展開に支障が生じ、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

B フィリピンにおける外国資本の出資規制について

フィリピンでは、同国の憲法において、外国資本がPublic Utility（以下「公共事業」という。）に出資できる上限を40%と定めており、公共サービス法において、フィリピン国内の電気通信事業を公益事業の一つとして規制の対象にしておりました。2022年3月に同法が改正され、フィリピン国内の電気通信事業は公共事業の対象ではなくなり、外資規制の適用を受けなくなりました。InfiniVANでは増資の申請を行い、フィリピン電気通信委員会（National Telecommunications Commission）の承認を経て、2024年3月にフィリピン証券取引委員会（Securities and Exchange Commission）の承認を取得し、当社名義の株式保有比率は55.2%となりました。これにより、当社がより積極的にフィリピンの通信事業に投資できるようになる半面、他の外国資本の参入による競争の激化が、当社グループの事業や財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

C フィリピン国内通信回線整備について

当社グループでは、InfiniVANがマニラ首都圏地域内で通信回線敷設を行っております。マニラ首都圏地域内に通信回線を敷設するためには、Local Government Unit（LGU 地方自治体）、Department of Public Works and Highways（DPWH 公共事業及び高速道路省）の許可も必要となります。しかしながら、通信回線の敷設工事に必要なこれらの許認可、住民の同意が想定どおりに整わなかったときは、事業の進捗に遅れが生じ、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

また、マニラ首都圏地域内は幹線道路の慢性的な渋滞等により、回線敷設工事の実施が困難であり、工事が遅延するケースも予想され、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

D 地方へのネットワークの拡大について

マニラとルソン島以外の地域とを結ぶ国内通信回線はPLDT, Inc.及びGlobe Telecom, Inc.が寡占しており、これまで他の事業者によるルソン島以外の地域での通信サービスの提供は限られておりました。当社グループのInfiniVANは、フィリピンの通信事業者2社と共同で、ルソン島とビサヤ諸島・ミンダナオ島を結ぶ海底ケーブルの建設工事を進め、2023年12月に主要ルートのサービスの提供を開始しましたが、Converge ICT Solutions, Inc.と3番目の携帯電話事業者であるDito社との通信ケーブルの共同利用など、競合他社においても競争力の強化が進められており、競争の激化が当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

E 地方のCATV事業者等との取引拡大について

当社及びInfiniVAN, Inc.は、インターネット環境が十分ではなくCATV事業者が廉価な国際通信回線を必要としているピサヤ・ミンダナオ地域で通信回線の敷設を進め、CATV事業者に対して国際通信回線のIRUを提供することを計画しております。ただし、小規模なCATV事業者にとってIRU代金の一括支払いは負担が大きいことから分割払いを認めており、回収状況によっては、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、地方のISP事業者の旺盛な通信需要に対応するため、通信回線やネットワーク機器等の販売が拡大しており、当該代金の支払いは分割払いとなることが多く、回収状況によっては、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、ピサヤ・ミンダナオ地域は、当社グループの拠点の所在地であるマニラ首都圏からは距離があり、通信回線に障害が発生した場合の対応に時間を要する可能性があります。従って、天災や障害が発生した場合に損害が拡大する可能性があり、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

その他全般に関わること

A 国際海底ケーブルの使用権の取得について

当社は、2020年5月にフィリピンと香港・シンガポールを結ぶTelstra International Limited(香港)が保有するC2C回線のIRUを取得する契約を締結し、同年10月にフィリピン国内のCATV事業者や通信事業者に対する当該回線の提供を開始いたしました。IRUは一種のリースであり、所有者としての責任を第三者に対して負うものではありませんが、伝送技術の進化又は新たな海底ケーブルの敷設により、今後も1Mbps(メガビット)あたりの料金は年々下落することが予想され、C2C回線の販売における事業性の悪化が、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

B 減損損失について

当社は、国際通信回線の取得価額を無形固定資産である通信回線使用権として計上しておりますが、フィリピンのCATV事業者等に提供できない期間が長引き、将来キャッシュ・フローを創出しないと判断された場合には、会計上、当該通信回線使用権について減損損失を計上することになります。現状において、保有する通信回線使用権の減損処理を必要とする事象は生じていませんが、顧客への提供が順調に進まなかった場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

C 技術革新への対応について

データ通信業界では、伝送技術の進化により、通信速度の高速化が進み、1Mbps(メガビット)あたりの料金は年々下落する傾向にあります。仕入れ方法の多様化を進めてリスクの分散を図っているものの、当社は国際通信事業において、国際通信回線を長期契約で調達していることから、当該調達に係る費用を上回るIRU料金・リース料で新規に契約する顧客がいなくなる可能性、さらには、当社が調達している国際通信回線が陳腐化し、ニーズがなくなる可能性があり、その場合、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

D 自然災害等の予測困難な事情について

当社が国際通信事業において展開する国際通信回線使用権の販売においては、海底ケーブルが重要な構成要素となっております。万が一、地震や事故等で海底ケーブルが切断された場合、当社のネットワークは迂回路を構築しておりませんので、再度接合されるまでは、サービスの提供に支障をきたす可能性があります。当社では、そのような場合に当社の顧客に対する責任額を一定限度に制限する旨の契約を締結し、損失額を限定しておりますが、一定金額の費用負担が発生する可能性があります。また、復旧に相当時間を要した場合、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。また、通信サービスを復旧させるために追加の費用負担が発生する可能性があります。その結果、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(3) 国内通信事業に関わるリスク

当社では、意思決定の迅速化及び機動的な企業運営を強化し、事業執行の確実性とスピード化を図るため、2022年7月に当社子会社として株式会社アイ・ピー・エス・プロ（以下「IPSP」という。）を設立し、IPSPが会社分割により国内通信事業を承継しております。IPSPは、主に、秒課金サービス等の音声通信サービス、及びコールセンターシステムを提供しております。国内通信事業による売上高は、当連結会計年度の売上高の14.2%を占めており、以下のようなリスクがあります。

日本における規制等について

IPSPは、国内通信事業について電気通信事業法及び有線電気通信法等の関連法令・業界慣行による規制の適用を受けており、同社は総務大臣に電気通信事業者として届出（電気通信事業届出A-04-19836、届出の有効期限なし）を行い、これらの関連法令の遵守をしております。

名称	所轄官庁	登録の有効期限	関連法令
電気通信事業者届出 A-04-19836	総務省	なし	電気通信事業法 昭和59年法律第86号

IPSPが、その事業運営が適正かつ合理的でないために電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、総務大臣より業務改善命令を受けることがあります。当該法令や命令に違反する行為がある場合には、罰金等の処分を受けたり、又は当社の取引先から契約を解除されたりする可能性があります。かかる事態が発生した場合には、当社グループの信頼性の低下や事業展開に支障が生じたりする可能性があるほか、金銭的負担の発生により、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。また、これらの法令の変更やその解釈変更、新たな法令の施行、国内の情報通信政策等の変更・決定、これらに伴う規制の見直し・整備、業界慣行の変更が行われた場合、IPSPの事業展開や当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

技術の進展等について

IPSPが展開する国内通信事業においては、技術革新のスピードが速く、新技術によるサービスの導入により、音声通信需要は減少傾向にあります（2023年-2025年 総務省「情報通信業基本調査」）。現状において、国内通信事業の音声通信による売上比率は、当連結会計年度の国内通信事業の売上の約3割を占めており、当社は、コールセンターシステムやデータセンターでのコロケーションサービス等の音声通信に依存しない事業構造へ切り替えを進めておりますが、今後想定を上回る速度での技術革新が起こったり、新技術が出現したり、事業構造の切り替えが想定どおりに進まない場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

他社経営資源への依存について

IPSPは、国内通信事業に係る通信サービスの提供に必要な通信ネットワークを構築する上で、他の事業者が保有する通信回線設備等を一部利用しています。今後何らかの事情により、当該設備等を継続して利用することができなくなった場合、又は当該設備に係る接続料（他の通信事業者に支払う必要のあるネットワークの利用料になります。）等が引き上げられた場合、IPSPの事業展開や当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。また、この接続料の算定にあたっては、年度開始時の4月には単価を定めず、翌年の2月頃に利用実績を見て決定し、年度開始時の4月に遡って適用するというルールを取っている事業者もあります。そのため精算が行われる第4四半期の収支や損益が他の月に比べて大きく振れる可能性があります。

環境の変化について

IPSPが主力とする音声通話サービスは、チャット、メール、SNSその他通信手段の普及により、需要は減退しております。また、当社のコールセンター事業者向けサービスの主なユーザーであるコールセンター運営事業者も、スタッフ確保が難しくなっていることから、チャットロボ等への移行を積極的に取り組んでおります。中長期的には、音声通信の市場が縮小する可能性は高く、特に音声通話に依存した通信事業を行うことは、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

さらに、電話網のIP化（PSTNマイグレーション）を契機として、着信側が課金される「0120」や「0570」等を自社提供する新サービスを開始できるようになり事業の拡大が期待できるものの、その提供に向けた設備投資が必要になることから、IPSPが計画するどおり提供が進まない場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

特定の仕入先への依存について

IPSPの国内通信事業におけるサービスの一つであるコールセンターシステム「AmeyoJ」は、Drishti-Soft Solutions Pvt. Ltd. (現 Exotel Techcom Pvt. Ltd.)が開発し、IPSPは同社より日本国内での販売代理権を付与され、またライセンスを仕入れております。同社との契約は、更新の規定はなく、また当事者の3か月前の通知により、いつでも解約ができる規定となっております。同社との契約が解約され、又は更新されない場合や、同社に不測の事態があった場合、代替の仕入先は存在せず、当社は当該サービスを提供できなくなることであり、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

個人情報及び情報セキュリティについて

IPSPは、国内通信事業の遂行にあたり、顧客の企業情報や顧客が保有する個人情報等、様々な機密情報に接する機会があります。通信事業者として通信の秘密の保護を遵守するとともに、それらの情報管理やセキュリティ管理に対しては個人情報保護規程や情報管理・秘密保持規程を整備し、利用権限の確認の強化、アクセスログの保存等の外部ネットワークからの不正侵入を防止する方策を実施する等、情報の適正な取り扱いと厳格な管理を行っております。しかしながら、外部の侵入や内部での人為的なミス等により、これらの情報が外部に漏洩した場合には、当社の信用低下や損害賠償責任の負担等を通じて、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。また社会情勢の変化等により、情報の保護、通信の秘密の保護に要するコストが増加したときは、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

システムトラブルや人為的なミスによるサービスの中断・品質低下について

IPSPが提供する国内通信事業に係る通信サービスにおいて、IPSP及び他の通信事業者の人為的なミスや設備・システム上に障害等が発生した場合、通信回線の遮断等が生じて各種サービスを継続的に提供できなくなることであり、又は各種サービスの品質が低下すること等の重大なトラブルが発生する可能性があります。サービスの中断・品質低下による影響が広範囲にわたり、復旧に相当時間を要した場合、顧客から損害賠償を請求される可能性、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

サービスの不適切利用について

IPSPの国内通信事業に係る電話サービスが、振り込め詐欺をはじめとする犯罪行為の道具として利用された場合、当社グループの信頼性や企業イメージが低下することにより、事業展開に影響を与える可能性があります。なお、2025年11月に株式会社アイ・ピー・エス・プロが提供したIP電話番号について、意図しない不正利用による発信者電話番号偽装が発覚しており、その再発防止の徹底を図っておりますが、虚偽の利用申請などによる悪意のある事業者により不正利用が発生した場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(4) メディカル&ヘルスケア事業に関わるリスク

当社の海外子会社SLACCでは、フィリピンにおいてレーシック（近視矯正手術）の施術を行っております。また、SHSCが、フィリピンにおいて予防医療事業を行っております。メディカル&ヘルスケア事業による売上高は、当連結会計年度の売上高の9.7%を占めており、以下のようなリスクがあります。

フィリピンにおける規制等について

当社の海外子会社であるSLACCは、医療法人社団翔友会理事長との合併会社でありフィリピンのマニラ首都圏地域で、2つのクリニックを運営し、レーシック（近視矯正手術）、美容及び矯正歯科等の施術を行う医療及び美容事業を行っております。また、SLACCの子会社であるSHSCについては、当社と医療法人社団翔友会理事長が出資し、人間ドック・健診センターを運営しています。フィリピンでは民間企業による医療施設の開設及び運営が認められており、SLACCとSHSCはHospital Licensure Act (R.A4226)に基づいて医療施設開設の許可及び運営の免許を取得しております。また、医療機器の使用許可により規制されております。当社グループは許可等の取得・更新を行い、法令遵守を徹底しておりますが、法令の改正若しくは新たな法令の施行又は法令の解釈の変更により、当社グループの期待どおりにメディカル&ヘルスケア事業を展開できなくなる可能性があります。

なお、フィリピンでは、日本における医療広告のような規制はありませんが、消費者保護を目的とするConsumers Act of the Philippines (R.A7394)により、値引き等の広告をする場合には、所轄官庁 (Department of Trade and Industry: 取引産業省) の事前の許可が必要です。当社グループは、被施術者獲得に関する法令を遵守しておりますが、法令の改正若しくは新たな法令の施行又は法令の解釈の変更により、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

他社との競合について

フィリピンではメディカル&ヘルスケア事業に進出する会社が増加してきており、今後品質・価格・サービス競争が激化するものと認識しております。このため、当社グループが品質・価格・サービス競争に適切に対応できず、競合他社が当社グループの施術・サービスと同等又はより優れたものを導入する場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

合併事業であることのリスク

SLACCは当社及び医療法人社団翔友会理事長との合併会社（当社の議決権所有割合は緊密者を含め約50.5%）であり、SLACCは医療機器の選定や医師の研修等を翔友会グループに委託しており、翔友会グループは当社グループの医療・美容事業の運営上重要な役割を果たしております。当社グループと翔友会グループとは、これまで円満な関係を維持しておりますが、状況の変化により、合併関係が解消されるに至ったときは、SLACCによるメディカル&ヘルスケア事業の継続が困難となり、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

医療行為の安全性について

SLACCが行う医療行為のうちレーシック（近視矯正手術）に関しましては、1995年にアメリカの食品医薬品局（FDA）がエキシマレーザーを使用した視力矯正術を認可し、日本でも2000年に厚生労働省が認可されております。レーシック（近視矯正手術）の安全性については、歴史が比較的浅く、後遺症の有無等の長期にわたる安全性は実証されていないという意見もあり、こうした懸念が広がった場合、当社グループの顧客の獲得・維持が困難になり、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

なお、SLACCで行う美容整形の施術は、全身麻酔を必要とするような外科的手術は行っておりません。またSLACCの合併先である翔友会グループに対して医師の研修実施を委託し、医師が施術前の問診を徹底して行うこと等により医療事故の抑止に努めておりますが、万が一医療事故が発生した場合、当社グループの信用低下や、損害賠償責任の負担等を通じて、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

フィリピンにおけるレーシック（近視矯正手術）の業界について

近年は、フィリピン国内においてPCの操作、スマートフォンの操作の機会が増える等により近視になる要因が増えており、それに伴ってレーシック（近視矯正手術）の知名度の向上やレーシックの需要は拡大するものと考えております。しかしながら医療技術の未熟な医師による手術や、衛生管理が不徹底な医院での手術により、眼病の疾患が発生する等、レーシックへの信頼性が損なわれた場合等においては、レーシックに対する需要が減少し、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

拠点展開方針と設備投資方針

当社グループは、メディカル&ヘルスケア事業において、今後も需要動向を見極め、フィリピン国内で分院の開設および適切な配置などを進めていく予定です。新規分院の開設にあたって開設する地域の市場調査を十分に行った上で開設しますが、顧客や診療件数の増加が想定を下回り、開設からある程度の期間は、損失を計上する可能性があります。また、既存のクリニックにおいても、今後の顧客増加への対応、あるいは医療サービスの品質の向上を図るため、継続的な医療技術の向上、医療機器等の設備投資が必要であると認識しております。設備投資を行ったものの、顧客や診療件数の増加が想定を下回った場合には、稼働率が低下することになり、減価償却費等の費用を超える収益を確保できず、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

医療スタッフの確保

当社グループは、専門医をはじめとしたスタッフの確保は、メディカル&ヘルスケア事業の拡大にとって重要であるため、優秀なスタッフが就業・定着するように、積極的な採用活動のほか研修等を実施しております。しかしながら、こうしたスタッフの採用ができない、定着しない等、人材の確保に支障をきたすときは、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

人間ドック等の事業に関するリスク

当社グループでは、人間ドック・健診センターを運営する会社SHSCを設立し、2023年5月に人間ドック・健診センターSDPCCの運営を開始しております。2025年第4四半期においては黒字化を達成いたしましたが、年間での黒字化は達成していません。当該人間ドック・健診センターは、設備の先行投資が必要となる事業であり、顧客数や稼働率が計画を下回った場合には、減価償却費等の費用を超える収益を確保できず、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

個人情報等の流出等について

当社グループでは、メディカル&ヘルスケア事業の遂行に当たり、顧客の氏名・住所・電話番号等の個人情報を取り扱っております。当社グループでは、それらの情報管理やセキュリティ管理に対しては個人情報保護規程や情報管理・秘密保持に関する規程を整備し、情報の適正な取り扱いと厳格な管理を行っております。しかしながら、外部からの不正な手段によるサーバー内の侵入等の犯罪や従業員の過誤等により個人情報が漏洩する可能性はあります。そのような場合、当社グループに対する信用低下や損害賠償責任の負担等を通じて、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(5) 組織体制に関わるリスク

特定の人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役の宮下幸治は、当社グループの経営方針や経営戦略の策定、当社事業の推進に重要な役割を果たしております。当社グループでは、同氏に過度に依存しないように経営体制を整備し、権限の委譲と人材の育成・強化を通じてリスクの軽減を図っておりますが、何らかの理由により同氏に不測の事態が生じた場合、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

人材の確保と育成について

当社グループは、経営理念の実現に向けて高い能力と志をもった人材を集めることに注力してまいりましたが、中核となる社員が予期せぬ退社をした場合には、当社グループの事業展開及び経営成績等業績に重大な影響を与える可能性があります。このような事態を防ぐために、今後も事業拡大に伴い、積極的に優秀な人材を採用・教育し、また、魅力的な職場環境を整備していく方針ですが、そうした人材を獲得できないときは、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

小規模組織における管理体制について

当社は、2026年3月31日現在、取締役6名（内2名が社外取締役）、監査役3名（内3名が社外監査役）、従業員数は31名と小規模組織にて運営しており、また海外子会社を含めた連結ベースでは従業員766名となりますが、グループ全体の管理も当社が行っております。内部管理体制もこの規模に応じたものになっております。当社では、今後、事業の拡大に応じた組織整備や内部管理体制の拡充を図る予定です。しかしながら、事業の拡大に応じた組織整備や内部管理体制の拡充が順調に進まなかった場合には、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(6) その他

為替相場の変動について

当社グループは日本国内のほかフィリピン及びその他の国や地域において通信サービスの仕入及び販売を行っております。通信サービスの仕入及び販売に関する契約締結時と決済時の為替変動や、IRU取引に関連するリース投資資産（2026年3月末残高：5,277百万円）及び外貨建ての借入金（2026年3月末残高：5,478百万円）についての為替変動に伴う評価替えの結果、生じる為替差損益が当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。また、連結財務諸表を作成するにあたっては外貨を円換算する必要があり、換算時に使用する為替レートによっては当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

潜在株式について

当社は、役職員の会社業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を利用したストックオプション制度を導入しております。また、2019年8月には、より一層役職員に対して会社業績の向上への意識を強くさせるため、一定の営業利益に到達しないと新株予約権が交付されない信託を用いたインセンティブプランなどを導入しております。これらの新株予約権が行使された場合は、新株式が発行され、当社の1株当たりの株式価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。2026年3月31日現在、これらのストックオプションによる潜在株式数は532,100株であり、発行済株式総数13,082,400株の4.07%に相当しております。

配当政策について

当社は現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立より2020年3月期まで配当は実施しておりませんでした。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、2020年12月25日の東京証券取引所市場第一部への上場市場変更を記念して、2021年3月期の期末配当において1株当たり10円の記念配当を実施いたしました。また当社は、株主への還元について、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保の確保を図りながら、達成した業績を反映した適切な配当を、継続して実施することを基本方針とすることといたしました。これにより2022年3月期の期末配当において1株当たり25円の普通配当を実施いたしました。2023年3月期の年間配当金は、1株当たり35円（中間配当17.5円、期末配当17.5円）の普通配当を実施いたしま

した。2024年3月期の年間配当金は、1株当たり37円（中間配当17.5円、期末配当19.5円）の普通配当を実施いたしました。2025年3月期の年間配当金は、1株当たり40円（中間配当20円、期末配当20円）の普通配当を実施いたしました。2026年3月期は、1株当たり20円の中間配当を実施いたしました。また、期末配当として1株当たり20円の普通配当を2026年6月23日開催予定の第35回定時株主総会の議案としております。同議案が承認された場合には、今期の年間の配当金は1株当たり40円となります。

今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら達成した業績を反映した適切な配当の実施を検討していく方針です。

個人情報等の流出等について

当社グループでは、事業の遂行にあたり、顧客の氏名・住所・電話番号等の個人情報を取り扱っております。当社グループでは、それらの情報管理やセキュリティ管理に対しては個人情報保護規程や情報管理・秘密保持に関する規程を整備し、情報の適正な取り扱いと厳格な管理を行っております。しかしながら、外部からの不正な手段によるサーバー内の侵入等の犯罪や従業員の過誤等により個人情報が漏洩する可能性はあります。そのような場合、当社グループに対する信用低下や損害賠償責任の負担等を通じて、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

自然災害等の大規模災害による被害について

台風、地震、津波等の自然災害や火災等の事故及び情報システムの停止等により、当社グループの事業活動が停滞又は停止するような被害を受けた場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

新型コロナウイルス感染症等の影響について

新型コロナウイルス感染症等の伝染病の流行により、当社グループが事業を行う国又は地方自治体等が事業停止命令、外出禁止命令又は休業要請等を行うような場合、当社グループの事業活動が停滞又は停止する可能性があります。その場合当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

当社グループが意図せずに第三者の知的財産権を侵害した場合、権利侵害の差し止めや損害賠償、商業的に妥当ではないライセンス使用料の請求を受ける可能性があります。その結果、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

訴訟について

当社は、新たに法的な紛争が発生しそれに対する訴訟等が提起された場合、その内容及び結果によっては、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

有利子負債依存度、支払利息の増加

当社グループは、設備投資等のための資金調達を主に金融機関からの借入金に依存しており、2026年3月末現在における連結総資産に占める有利子負債依存度は24.8%であります。今後、Candleに関する借入およびフィリピンでの通信事業を展開するために当社グループは設備投資を行う予定ですので、さらに有利子負債の依存度は高まる可能性があります。そのため、借入金の増加による財務体質の悪化や、借入金利の上昇により支払利息が増加した場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状況、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は、次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当社グループは、Open Doorという企業理念のもと、いまだ誰も突破できていない障壁のある生活に密着した分野で、誰よりも先んじて事業機会を創造し、事業を展開し、産業構造を変え、あるべき社会を実現すべく、さまざまな事業に取り組んでおります。特に、新しいIT技術を活用した通信環境の提供によりフィリピンの社会課題を解決し、SDGsに貢献しつつ、事業の拡大を図っております。

当連結会計年度においては、米国による関税政策の不確実性や中東情勢等の地政学的リスクから、世界経済は依然として先行き不透明な状況が続きました。わが国においては、雇用・所得環境の改善を背景とする個人消費の持ち直しなどにより緩やかに景気が回復しているものの、中東情勢の影響は注視が必要な情勢であり、円安の進行やエネルギー価格の上昇による物価高の影響が継続しました。

当社グループの主要市場の一つであるフィリピンにおいては、公共工事の執行遅延による内需の鈍化を主因として、2025年の実質GDP成長率は前年比4.4%と、2024年の5.7%を下回り、景気に減速感がみられました。一方、AIやデータセンターなど社会のデジタル化に向けた情報通信関連の投資は引き続き活発で、データ流通の基盤となる通信回線の整備・拡充に対する需要は底堅く推移しております。

当社グループは、フィリピンとシンガポール・香港を結ぶ海底ケーブル（City-to-City Cable System、以下「C2C回線」）の使用権の一部及び各国の陸上回線から成る国際通信ネットワークを取得して、キャリアズキャリア（通信事業者のための卸売業者）としてのポジションを確立し、拡大する通信需要に応えるとともに、2023年12月に完成したフィリピン国内海底ケーブルネットワーク（Philippine Domestic Submarine Cable Network、以下「PDSCN」）を中心とする国内基幹網の拡充を通じ、フィリピン全土に通信回線やサービスを展開することにより、さらなる事業の拡大を図りました。加えて、新たな国際海底ケーブル「Candle」への参画決定や、フィリピン東海岸パレル地区における陸揚局（CLS）の建設を進めるなど、国際通信インフラ基盤の強化にも取り組んでおります。

日本においては、通信トラフィックの需要があるコールセンター事業者向けを中心に、ソフトウェア、通信回線及びコンサルテーションを顧客ごとに最適化したソリューションサービスの提供を継続してまいります。

メディカル&ヘルスケア事業は、フィリピンにおいて、Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation（以下「SLACC」）によるレーシックの安定的な提供を行うとともに、Shinagawa Healthcare Solutions Corporation（以下「SHSC」）で2023年4月に開院した日本基準の健診センター・人間ドックである、Shinagawa Diagnostic & Preventive Care Center（以下「SDPCC」）を通じ、フィリピン国内での予防医療の普及啓発に努めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は16,999百万円（前期比11.4%増）、営業利益は5,370百万円（同21.7%増）となりました。また、円安等の進行に伴い為替差益を516百万円計上（前期は為替差損を276百万円計上）したことにより、経常利益は5,787百万円（同42.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は4,196百万円（同64.9%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

（国際通信事業）

当社グループが使用権を保有するC2C回線において大口契約を獲得したほか、PDSCNを中心とするフィリピン国内基幹網とC2C回線を組み合わせたネットワークを活用し、マニラ首都圏から地方へ向けた回線・サービス提供を引き続き拡大しました。また、地方通信事業者向けの通信機器販売を含むネットワーク構築サービスや、小容量の提供も堅調に推移しました。InfiniVAN, Inc.による法人向けインターネット接続サービスは、2025年12月末の課金顧客数が2024年12月末より510件増加して2,103件となり、事業全体では増収増益となりました。

その結果、売上高は12,943百万円（前期比15.4%増）、セグメント利益は4,901百万円（同8.9%増）となりました。

(国内通信事業)

当社グループが日本国内の販売代理権を持つコールセンターシステム「AmeyoJ」と、大手電気通信事業者から仕入れた電話回線をコールセンター事業者向けに秒単位の課金体系で販売する秒課金を組み合わせたソリューションサービスにおいて、顧客ニーズに応じたライセンス販売等を継続しました。着信側が課金される「0120」等を自社提供する新サービスの開始に向けた対応を進めました。

電気通信事業者間の音声通信回線の相互接続については、電話網のIP化等を踏まえ接続料(アクセスチャージ)を保守的に見直した水準で推移しましたが、事業全体では減収となり利益は黒字化しました。

この結果、売上高は2,405百万円(前期比3.4%減)、セグメント利益は397百万円(前期は11百万円のセグメント損失)となりました。

(メディカル&ヘルスケア事業)

SLACCがマニラ首都圏で展開するレーシックは、マーケティング手法の見直しや柔軟な価格・サービス体系の提供により、競争環境の激化等の影響を受ける中でも引き続き手術件数の安定化を図りました。

SHSCは健診センター・人間ドックSDPCCにおいては、日本基準の高品質な定期健診サービスを法人・個人向けに継続的に提供した結果、利用者の来院数が安定的に増加し、2025年下期に目標の単月黒字化を達成しました。事業全体では増収となり、黒字化しました。

この結果、売上高は1,650百万円(前期比6.1%増)、セグメント利益は80百万円(前期は84百万円のセグメント損失)となりました。

また、財政状態は次のとおりであります。

(資産の状況)

当連結会計年度末の流動資産は25,963百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,326百万円増加いたしました。これは主に、売掛金が4,933百万円増加した一方、リース投資資産が1,240百万円、現金及び預金が335百万円それぞれ減少したことによるものです。

また、有形固定資産は18,900百万円となり前連結会計年度末に比べ6,017百万円増加いたしました。これは主に、建設仮勘定が5,873百万円増加したことによるものです。無形固定資産は4,712百万円となり、前連結会計年度末に比べ705百万円増加いたしました。これは主に、通信回線使用権が620百万円増加したことによるものです。この結果、資産合計は50,979百万円となり、前連結会計年度末に比べ8,948百万円増加いたしました。

(負債の状況)

当連結会計年度末の流動負債は18,887百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,139百万円増加いたしました。これは主に、前受金が1,592百万円、短期借入金が380百万円、一年内返済予定の長期借入金が110百万円それぞれ増加したことによるものです。

また、固定負債は6,455百万円となり前連結会計年度末に比べ2,154百万円増加いたしました。これは主に、長期借入金が2,075百万円増加したことによるものです。

この結果、負債合計は25,343百万円となり、前連結会計年度に比べ4,294百万円増加いたしました。

(純資産の状況)

当連結会計年度末の純資産は25,636百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,653百万円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益4,196百万円の計上、非支配株主持分1,060百万円が増加、為替換算調整勘定269百万円が減少、配当金の支払額519百万円の減少によるものであります。

この結果、自己資本比率は37.0%(前連結会計年度末は36.3%)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ384百万円減少し、当連結会計年度における残高は3,534百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動において獲得した資金は4,585百万円(前年同期は704百万円の獲得)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益5,803百万円、減価償却費939百万円、売上債権の増加4,836百万円、前受金の増加1,594百万円、リース投資資産の減少1,175百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動において使用した資金は7,086百万円(前年同期は2,542百万円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出6,371百万円、無形固定資産の取得による支出706百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動において獲得した資金は2,035百万円(前年同期は1,380百万円の獲得)となりました。これは主に、長期借入れによる収入3,839百万円、非支配株主からの払込みによる収入が163百万円あった一方、長期借入金の返済による支出1,944百万円等によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
国際通信事業	3,666	123.8
国内通信事業	1,537	77.6
メディカル&ヘルスケア事業	1,071	97.2
合計	6,275	103.8

- (注) 1. セグメント間取引は相殺消去しております。
2. 金額は、仕入価格によっております。

c. 受注実績

当社グループは受注生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

d. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
国際通信事業	12,943	115.4
国内通信事業	2,405	96.6
メディカル&ヘルスケア事業	1,650	106.1
合計	16,999	111.4

- (注) 1. セグメント間取引は相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、各販売先への当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

1) 財政状態及び経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概況 財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概況 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社グループは、国際海底ケーブルを利用する通信トラフィックをフィリピン各地で獲得するために、フィリピン国内の通信回線網の強化のための投資が必要となり、2023年12月に共同建設していたフィリピン国内海底ケーブルネットワーク（PDSCN）が完成しました。当社グループによる回線構築にあたっては、他の事業者と共用できるように事前に他の事業者と調整する等、当社グループの負担額を抑えることに努めておりますが、PDSCNが完成したものの、引き続き通信回線網の強化のための投資が必要となります。また、国際海底ケーブル「Candle」の共同建設に関する投資資金も必要となります。投資に振り向ける資金の調達は、営業キャッシュ・フロー、銀行からの長期借入金を用いることを想定しております。手許資金については、今後少なくなることが見込まれますが、銀行からの当座貸越枠の設定・拡大等を通じて対応していく計画です。

日本及びフィリピンの通信回線網への投資が落ち着き、収益が安定したときは、手許資金を積極的に株主に還元していくことを予定しております。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社グループは、過去の実績や取引の状況に照らして、合理的と考えられる見積り及び判断を行い、その結果を資産、負債の帳簿価額及び収益、費用の全般に反映して連結財務諸表を作成しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

財政状態及び経営成績に関する以下の分析が行われております。なお、本項に記載した予想、見込み、見通し、方針等の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性があるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しております。

経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループが今後も持続的に成長していくためには、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載の様々な課題に対応していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は常に外部環境の構造や変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

(3) 資金調達と資金の流動性についての分析

当社グループの資金調達は、金融機関からの借入による間接調達及び資本市場からの調達による直接調達で構成されております。

長期運転資金及び設備投資資金につきましては、営業活動により得られたキャッシュ・フロー、金融機関からの長期借入やリースによる間接調達及び株式発行による直接調達を基本としております。

短期資金需要につきましては、営業活動により得られたキャッシュ・フロー及び当座貸越契約の融資枠の利用を含めた金融機関からの短期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は12,637百万円、現金及び現金同等物の残高は3,534百万円となりました。

5【重要な契約等】

(1) 国内通信事業

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地 (国名)	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社テレグローブ・ジャパン（後に株式会社アドベントへ社名変更した上で当社が営業譲受。会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	東日本電信電話株式会社（現 NTT東日本株式会社）	東京都新宿区	1999年7月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アドベント（後に当社が営業譲受。会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	西日本電信電話株式会社（現 NTT西日本株式会社）	大阪府大阪市	2003年3月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区	2008年11月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社	東京都新宿区及び沖縄県那覇市	2009年3月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（現 NTTドコモビジネス株式会社）	東京都千代田区	2011年4月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	ソフトバンクモバイル株式会社（現 ソフトバンク株式会社）	東京都港区	2013年6月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	楽天モバイル株式会社	東京都世田谷区	2019年7月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（現 NTTドコモビジネス株式会社）	東京都千代田区	2015年3月	定めなし	IP電話網サービス及び電話等サービスに係る提供
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	KDDI株式会社	東京都新宿区	2011年12月	定めなし	卸売通信役務の提供
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	アルテリア・ネットワークス株式会社	東京都港区	2025年8月	2035年8月	国内通信回線の使用契約
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	Drishiti-Soft Solutions Private Limited（現 Exotel Techcom Pvt. Ltd.）	インド	2013年3月	定めなし	コールセンターシステム「AmeyoJ」のライセンス提供

(2) 国際通信事業

契約会社名	相手先の名称	相手先国名	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社アイ・ピー・エス	Telekom Malaysia Berhad	マレーシア	2011年11月	2011年11月30日から 2026年11月29日まで	国際通信回線（10Gbps）の使用権に関する合意
株式会社アイ・ピー・エス	Telstra Corporation Limited （締結時）Pacnet Services Asia Pacific Commercial Limited（香港）	豪州	2013年9月	2013年9月2日から 2028年9月1日まで	国際通信回線（10Gbps）の使用権の合意
株式会社アイ・ピー・エス	Sky Cable Corporation	フィリピン	2014年10月	2014年11月10日から 2028年11月9日まで	国際通信回線（2.5Gbps）の使用権に関する合意
株式会社アイ・ピー・エス	Philippine Telegraph & Telephone Corporation	フィリピン	2012年1月	通知後180日を経過したときに終了する	Cooperation Agreement 相互接続、提携の合意
株式会社アイ・ピー・エス	INNOVE COMMUNICATIONS, INC.	フィリピン	2018年9月	2018年9月30日から 回線開通日から15年を経過したとき	当社が、開通後10年を期間とするIRU回線と開通後15年を期間とするIRU回線を取得する合意
株式会社アイ・ピー・エス	InfiniVAN, Inc.	フィリピン	2018年1月	2018年1月30日から 2033年1月29日まで	相互接続、当社が設置した機器の運用、通信サービスを共同して営業を行うことの合意
株式会社アイ・ピー・エス	Telstra International Limited	香港	2020年5月	対象となるダークファイバーの検収後、15年を経過した日	Telstra社による破棄しえない使用権の設定
株式会社アイ・ピー・エス	Sky Cable Corporation	フィリピン	2020年5月	対象となる通信設備の検収後、15年を経過した日	当社による破棄しえない使用権の設定
InfiniVAN, Inc.	Innovate Communications, Inc.	フィリピン	2020年5月	対象となるダークファイバーの検収後、15年を経過した日	Innovate社による破棄しえない使用権の設定
株式会社アイ・ピー・エス	Innovate Communications, Inc.	フィリピン	2020年11月	対象となる通信設備の検収後、15年を経過した日	当社による破棄しえない使用権の設定

契約会社名	相手先の名称	相手先国名	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社アイ・ピー・エス	GlobeTel Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	2020年12月	対象となる通信設備の検収後、15年を経過した日	当社による破棄しえない使用権の設定
ISMO Pte. Ltd.	Telstra Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	2021年11月	14年間	Telstra Singapore社による破棄しえない使用権の設定
ISMO Pte. Ltd.	Globe Telecom, Inc.	フィリピン	2021年12月	14年間	ISMO Pte. Ltd.による破棄しえない使用権の設定
株式会社アイ・ピー・エス	Edge Network Services Limited	アイルランド	2025年8月	システムのProvisional Acceptanceから25年経過後、もしくは規定に従いシステムが廃止された時点まで	Candleの共同建設契約
株式会社アイ・ピー・エス	TM Technology Services Sdn. Bhd.	マレーシア	2025年8月	システムのProvisional Acceptanceから25年経過後、もしくは規定に従いシステムが廃止された時点まで	Candleの共同建設契約
株式会社アイ・ピー・エス	ソフトバンク株式会社	東京都港区	2025年8月	システムのProvisional Acceptanceから25年経過後、もしくは規定に従いシステムが廃止された時点まで	Candleの共同建設契約
株式会社アイ・ピー・エス	Globe Telecom, Inc.	フィリピン	2026年2月	システムのProvisional Acceptanceから25年経過後、もしくは規定に従いシステムが廃止された時点まで	Candleの共同建設契約

契約会社名	相手先の名称	相手先国名	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社アイ・ピー・エス	日本電気株式会社	東京都港区	2025年8月	定めなし	Candleの建設・供給契約

その他重要な契約

シンジケートローン契約

(1) 契約締結日

2025年9月30日

(2) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケート団

(3) 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額

上限約120億円（米ドルおよび円での借入）

弁済期限

借入金額確定後5年間で返済

当該債務に付された担保の内容

無担保・無保証

(4) 財務上の特約の内容

各事業年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

各事業年度の決算期における連結損益計算書に示される営業損益が2期連続で損失とならないようにすること。

各事業年度の決算期の末日における連結ネット有利子負債/EBITDA倍率の3期加重平均値を5.0倍以下に維持すること。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

国際通信回線の使用権が当社の設備に重要な意味を持つので、以下、有形固定資産のほか無形固定資産のうち通信回線使用権を含めて記載しております。

当連結会計年度における設備投資の金額は、国際通信事業においては9,049百万円、メディカル&ヘルスケア事業においては29百万円、国内通信事業においては80百万円となっております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	リース 資産	通信回線 使用権	合計	
本社 (東京都中央区)	-	本社オフィ ス	2	-	4	-	-	6	31
データセンター等 (フィリピン等)	国際通信 事業	伝送装置	0	32	0	-	-	32	-

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記のほか、建物の一部を連結会社以外から賃借しております。賃借している主要な建物の面積及び年間の賃借料は、次のとおりであります。

本社(東京都中央区) 建物の面積 449.61㎡、年間の賃借料 11百万円

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	リース 資産	通信回線 使用権	合計	
株式会社 アイ・ピー・ エス・プロ	本社 (東京都中央区)	国内通信事業	本社 オフィス	-	0	1	-	-	1	25
	深川 データセンター (東京都江東区)	国内通信事業	データセ ンター等	17	12	17	4	-	52	7

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記のほか、建物の一部を連結会社以外から賃借しております。賃借している主要な建物の面積及び年間の賃借料は、次のとおりであります。

本社(東京都中央区) 建物の面積 304.22㎡、年間の賃借料 24百万円

本社(東京都中央区) 建物の面積 225.73㎡、年間の賃借料 11百万円

深川データセンター(東京都江東区) 建物の面積 577.28㎡、年間の賃借料 26百万円

(3) 在外子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	その他	通信回線 使用権	合計	
KEYSQUARE, INC.	フィリピン 共和国 タギッグ市	国際通信事業	車両等	-	6	0	-	6	52
Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation	フィリピン 共和国 タギッグ市	メディカル& ヘルスケア 事業	オフィス、 医療機器	22	169	3	-	196	86
InfiniVAN, Inc.	フィリピン 共和国 タギッグ市	国際通信事業	通信機材、 光ケーブル、 車両等	93	6,741	6,854	1,926	15,616	493
CorporateONE, Inc.	フィリピン 共和国 パシッグ市	国際通信事業	オフィス	0	-	-	-	0	-
ISMO Pte. Ltd.	シンガポール 共和国	国際通信事業	通信機材、 光ケーブル	-	19	-	1,831	1,850	1
Carrier Domain, Inc.	アメリカ 合衆国 ニュー ジャージー州	国際通信事業	通信機材	-	11	-	-	11	-
Shinagawa Healthcare Solutions Corporation	フィリピン 共和国 タギッグ市	メディカル& ヘルスケア 事業	オフィス、 医療機器	289	338	17	-	645	71

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定の合計であります。
3. 上記のほか、建物の一部を連結会社以外から賃借しております。賃借している主要な建物の面積及び年間の賃借料は、次のとおりであります。

Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation

BGC Main Branch 建物の面積 1,155.40m²、年間の賃借料 48百万円

ORTIGAS Branch 建物の面積 1,503.60m²、年間の賃借料 32百万円

InfiniVAN, Inc.

BGC Main Branch 建物の面積 1,600.16m²、年間の賃借料 66百万円

Makati Branch 建物の面積 1,351.38m²、年間の賃借料 49百万円

Cebu Branch 建物の面積 123.12m²、年間の賃借料 3百万円

ISMO, Pte. Ltd.

Singapore Branch 建物の面積 86.40m²、年間の賃借料 13百万円

Shinagawa Healthcare Solutions Corporation

BGC Branch 建物の面積 2,753.91m²、年間の賃借料 120百万円

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金 調達 方法	着手 年月	完了 予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
株式会社アイ・ピー・エス	本社 (東京都中央区)	国際通信事業	国際海底ケーブル「Candle」の共同建設	19,000	4,180	自己資金及び銀行借入	2025年	2028年中	国際通信回線の提供の拡大
InfiniVAN, Inc.	フィリピン共和国 タギッグ市	国際通信事業	フィリピン陸揚局の建設	3,000	372	自己資金及び当社からの融資	2025年 7月	2026年 12月	フィリピンにおける国際通信容量の提供の拡大
InfiniVAN, Inc.	フィリピン共和国 タギッグ市	国際通信事業	フィリピン国内基幹網の増強	2,500	-	自己資金及び当社からの融資	2026年度	2026年度	フィリピン全土をカバーする通信回線網の増強

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,960,000
計	39,960,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,082,400	13,087,400	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に 何ら限定のない当社にお ける標準となる株式であ ります。なお、単元株式 数は100株であります。
計	13,082,400	13,087,400	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社顧問 2名 (注)1
新株予約権の数(個)	20 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230 (注)3
新株予約権の行使期間	2019年4月1日～2027年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230 資本組入額 115
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権発行時に当社の役員又は従業員である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権の割当てを受けた時に役員であった者は、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。また、新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権発行時に当社の顧問、コンサルタント等の社外協力者として当社と取引関係にある者は、権利行使時においても当社との取引関係が良好に継続していることを要するものとする。ただし、当社の取締役会による承認を受け、かつ、書面による承諾を受けた場合については、この限りでない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 当社取締役退任及び権利行使により、提出日の前月末(2026年5月31日)現在の付与対象者の区分及び人数は、当社顧問1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{募集株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

決議年月日	2019年8月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	石尾 肇 (注) 1
新株予約権の数(個)	3,071 [3,066] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 307,100 [306,600] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,152 (注) 3
新株予約権の行使期間	2020年7月1日～2029年8月25日 (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,152 資本組入額 576 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、石尾 肇を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日において当社が受益者として指定した者に交付され、2021年6月28日に受益者として当社役員等71名に交付されております。当社従業員及び子会社従業員の退職による権利喪失、当社への復帰、当社子会社への転籍、当社子会社取締役の就任、当社子会社の取締役の任期満了退任、当社顧問等の契約終了及び当社元顧問の死亡並びに権利行使により、提出日の前月末(2026年5月31日)現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員9名、当社元顧問等2名、当社子会社取締役3名、当社子会社従業員20名となっております。

2. 新株予約権の目的となる株式に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割引日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,152円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間に関する事項は次のとおりであります。
2020年7月1日から2029年8月25日（但し、最終日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）までの期間とする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項は次のとおりであります。
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
6. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」又は「本新株予約権者」という。）のみが、本新株予約権を行使できることとする。
受益者は、2020年3月期から2023年3月期までの事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される当社連結損益計算書の営業利益が、いずれかの事業年度において下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
(a) 17億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち70%
(b) 25億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%
受益者は、権利行使時において、当社又は当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員若しくは顧問のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
7. 新株予約権の取得の事由及び取得の条件に関する事項は次のとおりであります。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項は次のとおりであります。
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

前記7に準じて決定する。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨てに関する事項は次のとおりであります。
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
10. その他細目事項に関する事項は次のとおりであります。
新株予約権に関するその他の細目事項については、当社取締役会により決定しております。

決議年月日	2022年4月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3名 (注)1
新株予約権の数(個)	350 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 35,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,166 (注)3
新株予約権の行使期間	2025年4月14日～2032年4月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,166 資本組入額 1,083 (注)4
新株予約権の行使の条件	当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由であると取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 付与対象者の当社取締役就任、当社子会社への転籍及び当社従業員の退職による権利喪失により、提出日の前月末(2026年5月31日)現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社従業員1名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率
また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。))の行使による場合及び当社

の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、当社が吸収合併継続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得条項は次のとおりとする。

- (1) 以下のi、ii、iii、iv又はvのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権者が、下記11.(1)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項は次のとおりとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ii 組織再編後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記5. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件は、次の事項に準じて決定する。
新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由があると甲の取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。
新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

決議年月日	2024年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社子会社従業員 6名
新株予約権の数(個)	1,100 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 110,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,135 (注)3
新株予約権の行使期間	2027年7月1日～2034年7月18日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,135 資本組入額 1,068 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません

(注)1. 付与対象者の当社子会社取締役就任および定年退職により業務委託者への変更により、提出日の前月末(2026年5月31日)現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社取締役1名、当社子会社従業員4名および当社子会社業務委託者1名となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2,135円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年7月1日から2034年7月18日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4. 記載の資本金等増加限度額から、上記4. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、次に掲げる（a）及び（b）に定める条件を充たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行うことができる。

(a) 2027年3月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書、以下同様）に記載された営業利益が6,050百万円を超過した場合：行使可能割合 50%

(b) 2029年3月期において、当社の連結損益計算書に記載された営業利益が8,100百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

なお、上記（a）及び（b）における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

8. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記3に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記6に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記7に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

決議年月日	2024年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9名 (注)1
新株予約権の数(個)	600 [450] (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 60,000 [45,000] (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,296 (注)3
新株予約権の行使期間	2027年7月1日～2034年7月18日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,296 資本組入額 1,148 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 付与対象者の当社従業員及び子会社従業員の退職による権利喪失および当社子会社への転籍により、提出日の前月末(2026年5月31日)現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員4名および当社子会社従業員1名となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2,296円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年7月1日から2034年7月18日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記5. 記載の資本金等増加限度額から、上記5. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

8. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記7に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記7に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記8に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)1	30,500	12,410,500	17	1,084	17	1,024
2022年4月1日～ 2023年3月31日 (注)1	30,300	12,440,800	24	1,109	24	1,049
2023年4月1日～ 2024年3月31日 (注)1	427,000	12,867,800	36	1,145	36	1,085
2024年4月1日～ 2025年3月31日 (注)1	95,500	12,963,300	62	1,208	62	1,148
2025年4月1日～ 2026年3月31日 (注)1	119,100	13,082,400	97	1,306	97	1,246

(注)1. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

2. 2026年4月1日から2026年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が5,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	28	24	45	16	2,915	3,037	-
所有株式数(単元)	-	19,385	5,001	4,410	3,457	803	97,688	130,744	8,000
所有株式数の割合(%)	-	14.83	3.83	3.37	2.64	0.61	74.72	100.00	-

(注) 自己株式426株は、「個人その他」に4単元、「単元未満株式の状況」に26株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
宮下 幸治	フィリピン マカティ市	5,355,000	40.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,117,200	8.54
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	568,600	4.35
丸本 桂三	東京都文京区	373,000	2.85
丸谷 和徳	東京都目黒区	300,000	2.29
佐々木 嶺一	東京都品川区	281,600	2.15
日本テクノロジーベンチャーパートナーズi-S2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 村口 和孝	東京都世田谷区等々力4丁目1番1号	225,000	1.72
光通信KK投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	217,000	1.66
株式会社ストレッチ	東京都文京区本郷3丁目34番3号 本郷第1ビル5F	204,100	1.56
三井住友信託銀行株式会社(信託口甲12号)	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	200,000	1.53
計	-	8,841,500	67.59

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 878,200株
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 203,100株

2. 三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲12号)200,000株は、宮下幸治氏が委託した信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については同氏が指図権を留保しております。

3. 2024年7月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、りそなアセットマネジメント株式会社が2024年7月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名及び名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等の保有割合(%)
りそなアセットマネジメント株式会社	東京都江東区木場1丁目5番65号	1,016	7.89

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,074,000	130,740	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,000	-	-
発行済株式総数	13,082,400	-	-
総株主の議決権	-	130,740	-

(注) 「単元未満株式」欄には、自己株式26株が含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイ・ピー・エス	東京都中央区築地4丁目1 番1号	400	-	400	0.00
計	-	400	-	400	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	46	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式	426	-	472	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、配当については、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら達成した業績を反映した適切な配当の実施を検討していく方針としております。

一方で、当社グループは現在、国際海底ケーブルCandleをはじめとする大型投資を推進しており、将来の成長に向けた資金需要が継続的に発生することを想定しております。このため、Candle建設期間中においては財務健全性及び投資余力を勘案し、定額配当を基本としておりますが、業績動向、投資計画の進捗、資金調達環境その他の事業環境の変化によっては、配当方針又は配当水準が変更される可能性があります。また、計画を上回る業績の達成や財務状況等を踏まえ、追加的な株主還元を実施する可能性があります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、利益成長等を勘案し、中間配当金を1株につき20円といたしました。また、期末配当金を1株につき20円を予定しております。これにより、当期の年間配当金は、1株につき40円となります。この場合の当事業年度の配当性向(連結)は12.4%となります。

内部留保については、今後の成長に資する設備投資や経営基盤の強化等に有効活用してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当金(円)
2025年11月7日 取締役会	260	20.0
2026年6月23日 定時株主総会決議(予定)	261	20.0

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

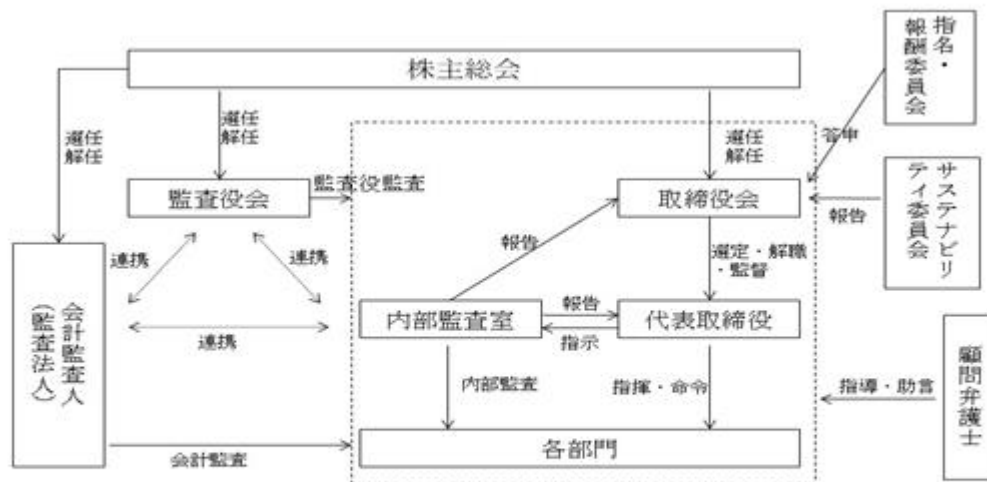
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、中長期的に企業価値を向上させ、株主利益の最大化を目指した経営を推進するためには、コーポレート・ガバナンスが重要課題であると認識しております。迅速かつ果敢な意思決定を行うとともに、経営の透明性を高め、経営の監視機能の強化を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

企業統治体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用しており、提出日(2026年6月12日)現在、取締役は6名(内、社外取締役2名)、監査役は3名(内、社外監査役3名)です。当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると以下のとおりであります。



当社は、企業統治のため、以下の組織を構築しております。

a) 取締役、取締役会

当社の取締役会は、全社的な事業戦略及び業務執行を統括し、議長を務める代表取締役 宮下幸治、専務取締役 上森雅子、常務取締役 川淵正光、取締役 中原茂樹及び社外取締役 村口和孝、雪丸暁子の6名で構成しております。

当社の取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しており、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行状況を監視できる体制となっております。

当期は、臨時取締役会を含め19回開催し、重要な商談のため2回欠席となった代表取締役宮下幸治及び重要な商談のため1回欠席となった取締役中原茂樹を除き他の取締役および監査役がすべての取締役会に出席しております。取締役会においては、事業計画・予算の承認、当社および子会社の事業の進捗状況の監督、重要プロジェクトの進捗管理、資金調達の決定等を行っております。

b) 監査役、監査役会

当社の監査役会は、当社の事業や企業経営に精通し、議長を務める常勤監査役社外監査役の平田将士、社外監査役の西村誉弘、岡崎友子の3名で構成しております。社外監査役のうち2名は会計又は法律の専門分野に精通しております。

当社の監査役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を確認、内部監査室からの報告及び意見交換、事業の進捗及び取締役の業務執行等の監査を行うとともに、監査役間の緊密な連携と情報交換を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、必要な意見表明及び取締役の業務執行の監督にあたっております。さらに、会計監査人との間で意見・情報交換を行うとともに、連携して会社財産の状況や職務の執行状況等を監査し、経営の健全性の確保を図っております。

c) 内部監査室

当社は、社長の直轄部署として内部監査室を設置しており、人員は内部監査室長及び室員1名です。内部監査室は、当社グループ全体の業務執行状況を監査し、結果について社長に報告するとともに、改善指摘事項を周知し、そのフォローアップを行っております。また、取締役会、経営戦略会議及び経営会議に出席し、内部監査の状況などを適宜報告しております。さらに、監査役会や会計監査人との意見・情報交換等を通じて、内部監査業務の強化を図っております。

d) 指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、任意の「指名・報酬委員会」を設置しております。指名・報酬委員会は、委員長は独立社外取締役の村口和孝が務め、委員は代表取締役の宮下幸治と独立社外取締役の雪丸暁子となっており、委員の過半数が独立社外取締役で構成されております。指名・報酬委員会は取締役会の諮問機関として、主に取締役等の選任及び解任に関する事項、取締役等の報酬に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について審議し、答申を行っております。

当社は2回開催し、委員全員が出席し、取締役の選任およびその報酬等に関する諮問事項について審議しております。

当社は、監査役による監査により、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保を図ることが最適であると判断し、監査役会制度を採用しております。また、複数の社外取締役及び社外監査役を任用することにより、業務執行役員等への監視、監督の強化を図り、透明性の高いガバナンス体制の構築を図っております。

企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備に関して、「内部統制システムの整備に関する基本方針」及び2015年5月における改正会社法の施行以降、必要事項を基本方針に追加修正する決議を行っており、最終決議は2021年3月30日です。

当社は、その方針に従い、以下のように体制を整備しております。

a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス研修を実施し、法令及び社内規程を遵守するよう徹底を図っております。
- ・取締役会規程を始めとする社内規程を整備し、各規程に基づいた活動となるように体制を構築しております。
- ・当社において不正行為等があった場合に、役職員や取引先等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口」を設置し、当社の役職員に周知し、適切な運営を行います。
- ・役職員の職務執行の適切性を確保するため、執行部門から独立した内部監査部門による、当社及び子会社全体の監査を実施し、代表取締役に内部監査の状況について、報告します。
- ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断します。

b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、経営会議その他重要な会議の意思決定に係る情報を保存及び管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ・取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、情報管理・秘密保持規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。

c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を定め、その徹底を図ります。
- ・企業活動に伴う損失の危険の管理は、原則として所管部署が行い、重要事項については取締役会に報告する体制になっております。

d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会等での決定に基づく職務執行については、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。
- ・組織のスリム化、簡素化、ITの適切な活用を通じて業務の効率化を推進します。

- e) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の経営に係わる重要事項は、職務の有効性と効率性の観点から、当社の取締役会において決定します。
 - ・当社の関係会社への指導と支援を円滑に遂行して適切に管理することにより、当社グループの安定成長、経営の効率化及び内部統制に資することを目的に、関係会社管理規程を定めています。
 - ・当社は子会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付け、子会社の独自性を尊重しつつ、経営方針・会社間の緊密な連携等に関する協議を実施します。
 - ・子会社と緊密な連携を確保し、経営ノウハウや情報その他の資源の有効活用を促進して、業務遂行の効率化を図ります。
 - ・モニタリングや必要に応じて子会社の監査実施により、内部管理体制の適切性や有効性を検証します。
- f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する専任の使用人として適切な人材の配置を行います。
 - ・内部監査部門の使用人に対して、監査役がその職務を補助することを求めた場合、取締役は当該使用人に対して、これを命じるものとします。
 - ・監査役の職務を補助することを命じられた使用人は監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。
- g) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保
- 監査役を補助する使用人については、その適切な業務を遂行する為、人事考課、人事異動に関して事前に監査役の意見を尊重して、同意を得るものとします。
- 監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当社はその旨を取締役及び使用人に周知徹底します。
- h) 取締役及び使用人が監査役に報告する体制
- 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告するものとします。
- 当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人（以下「当社グループ職員」）は、業績見込みに影響を与えるような損失やコンプライアンス違反の発生のおそれがあると認識した場合には、直ちに監査役に報告します。
- 当社グループ役員は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、誠実かつ速やかに当該事項について報告します。
- i) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役は職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を整備しております。
- j) 監査役は職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。
- k) その他監査役は監査が実効的に行われる体制
- ・代表取締役と監査役は、相互に意思疎通を図るため、適宜会合をもち、意見交換をします。
 - ・取締役は、監査役は職務の遂行のため、監査役と社外取締役、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - ・取締役は、監査役が重要な業務執行に係わる会議体に出席できる体制を整備します。
 - ・内部監査部門は、監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性を図ります。
 - ・監査役による海外子会社の実査が行えるよう必要な手続き・費用負担を行います。

当社のリスク管理体制は、リスク管理規程に基づき、事業を取り巻く経営上のリスクに対して的確な管理並びに実践が可能となるようにすることを目的として整備・運用しております。万が一危機が発生した場合には、緊急時対策本部を設置し、損失を最小化して速やかに復旧するための体制を整備しております。また、

各部門・子会社におけるサステナビリティ関係のリスクについては、サステナビリティ委員会にて共有し、対策等を検討することとしております。

また、コンプライアンス管理規程を制定し、役員及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を実践する体制を整備・運用しております。法的リスクにつきましては、顧問弁護士に適時助言を受けることができる体制を整えております。

また、当社の子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定し、業務執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等の指導・監督を行っております。また、子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行うとともに、リスク管理規程に基づき子会社の損失のリスク管理を行っております。

また、当社内部監査室は、子会社に対しても内部監査年度計画に基づいた監査を実施しており、当社監査役は、当社取締役による子会社の監督状況についても監査を行っております。

なお、子会社の人事、総務、経理等の管理業務については、当社の管理部及び経理部等の担当部署が指導・育成に努めております。

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社取締役及び監査役です。

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定めております。

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

当社は、2026年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役6名選任の件」を提案しており、候補者は全員重任の候補者であるため、当該議案が承認可決されると、提出日現在と同じ当社の取締役は6名（内、社外取締役2名）、監査役は3名（内、社外監査役3名）となります。定時株主総会後の役員の状況は、後記「（2）役員の状況」のとおりとなります。

(2) 【役員の状況】

2026年6月12日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下の通りであります。

男性 6名 女性 3名 (役員のうち女性の比率33.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	宮下幸治	1965年2月3日生	1985年5月 株式会社リクルート入社 1991年10月 当社代表取締役(現任) 2003年4月 Pilipinas International Marketing Services, Inc. (現 KEYSQUARE, INC.) President 2010年3月 同社Director 2016年6月 Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation Director (現任) 2016年10月 InfiniVAN, Inc. Director 2020年7月 IPS Telecommunication Singapore Pte. Ltd. (現 ISMO Pte. Ltd.) Director and Chief Executive officer 2022年6月 Carrier Domain, Inc. Director (現任) 2022年6月 Shinagawa Healthcare Solutions Corporation Director (現任) 2024年3月 InfiniVAN, Inc. Chairman (現任) 2025年6月 株式会社アイ・ピー・エス・プロ 取締役(現任)	(注)3	5,355,000
専務取締役 メディカル&ヘルスケア事業本部長	上森雅子	1969年7月4日生	1990年4月 株式会社N.P.S入社 1994年6月 当社入社 営業推進部課長 1998年1月 I.P.S. USA Inc. 出向 General Manager 2001年9月 当社営業推進部部長 2007年9月 当社取締役 2010年2月 Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation President (現任) 2010年3月 Pilipinas International Marketing Services, Inc. (現KEYSQUARE, INC.) President 2017年3月 KEYSQUARE, INC. Director 2018年4月 InfiniVAN, Inc. Director 2018年6月 当社専務取締役(現任) 2021年1月 KEYSQUARE, Inc. President 2022年6月 Shinagawa Healthcare Solutions Corporation President (現任) 2022年7月 当社メディカル&ヘルスケア事業本部長(現任)	(注)3	195,000
常務取締役 経営企画本部長	川淵正光	1972年11月22日生	1996年4月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2001年11月 三菱商事株式会社入社 2006年8月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 2013年1月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 エグゼクティブディレクター 2016年8月 コニカミノルタ株式会社 経営企画部所属(M & Aグループ リーダー) 2022年2月 当社経営企画本部長(現任) 2022年6月 当社取締役 2022年7月 株式会社アイ・ピー・エス・プロ 取締役(現任) 2025年7月 当社常務取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 通信事業本部長	中原茂樹	1959年11月9日生	1983年4月 三井物産株式会社入社 2014年9月 同社九州化学品統括 2016年5月 日曹ピーエーエスエフ・アグロ株式会 社 取締役 2019年11月 三井物産株式会社 2020年3月 当社管理本部長代理 2020年5月 当社管理部長 2020年6月 当社取締役(現任) 当社管理本部副本部長 2021年2月 当社管理本部長 2022年4月 当社事業推進本部副本部長 KEYSQUARE, Inc. President(現任) InfiniVAN, Inc. Director 2022年6月 Carrier Domain, Inc. Director(現 任) ISMO Pte. Ltd. Director and Chief Executive officer(現任) 2022年7月 当社通信事業本部長(現任) 2024年3月 InfiniVAN, Inc. President(現任)	(注)3	-
取締役	村口和孝	1958年11月20日生	1984年4月 日本合同ファイナンス株式会社(現 株 式会社ジャフコ)入社 1998年7月 株式会社日本テクノロジーベンチャー パートナース設立 代表取締役(現任) 2007年3月 株式会社ウォーターダイレクト(現 株 式会社プレミアムウォーターホールディ ングス) 取締役(現任) 2012年6月 ぶらっとホーム株式会社 社外取締役 2015年6月 当社監査役(2017年10月退任) 2017年6月 株式会社デントス 社外取締役(現任) 2017年11月 株式会社ブロードバンドタワー 社外取 締役 2018年11月 JESCOホールディングス株式会社 社外取 締役(現任) 2019年1月 株式会社ブロードバンドタワー 取締役 2019年3月 株式会社バルテック 社外取締役(現 任) 2021年6月 株式会社ラック 社外取締役 当社取締役(現任)	(注)3	2,000
取締役	雪丸暁子	1977年1月7日生	2000年4月 司法研修所入所(54期) 2001年10月 東京地方裁判所 裁判官 2004年7月 最高裁判所在外研究員として、ジョージ タウンロースクールに1年間派遣 2008年2月 裁判官退官 弁護士登録 吉岡・辻総合法律事務所 2019年4月 横浜総合法律事務所(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) 2022年8月 佐鳥電機株式会社 社外取締役 監査等委 員 2025年6月 Tebiki株式会社 社外監査役(現任) 2026年4月 MIRAINIホールディングス株式会社 社外 取締役 監査等委員(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	平田将士	1964年6月30日生	1987年4月 2012年6月 2015年1月 2015年8月 2019年1月 2020年4月 2020年6月 2024年6月	株式会社太陽神戸銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 同行欧州統括部(ブラッセル)部付部長 同行監査部上席考査役 同行監査部米州駐在/資産管理部米州駐在 部付部長 同行監査部米州駐在/資産管理部米州駐在 部付部長 兼 SMBCアメリカホールディングス会社 内部監査部門長 スターゼン株式会社 顧問 同社常勤社外監査役 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	西村誉弘	1972年4月10日生	1995年4月 2005年12月 2008年5月 2013年10月 2013年12月 2014年4月 2015年4月 2015年10月 2015年10月 2017年6月 2017年7月 2025年6月	碧海信用金庫入社 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)東京事務所入所 公認会計士登録 西村誉弘公認会計士事務所(現リーダーズサポート公認会計士事務所)開設 代表(現任) 税理士登録 税理士法人エムエーパートナーズ(現リーダーズサポート税理士法人) 社員 リーダーズサポート税理士法人 代表社員(現任) 株式会社フルブリッジ 監査役(現任) 岐阜製版株式会社 監査役(現任) 当社監査役(現任) プリントネット株式会社 社外取締役 株式会社弘電社 社外取締役 監査等委員(現任)	(注)5	-
監査役	岡崎友子	1981年8月6日生	2007年12月 2013年9月 2017年6月 2021年6月	弁護士登録 外国法共同事務法律事務所リンクレータース Gatmaytan Yap Patacsil Gutierrez & Protacio (C&G Law) T&K法律事務所(現任) 当社監査役(現任)	(注)5	-
計						5,552,000

- (注) 1. 取締役村口和孝及び雪丸暁子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平田将士、西村誉弘及び岡崎友子の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年6月24日開催の第34回定時株主総会の終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役任期は、2024年6月26日開催の第33回定時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役任期は、2025年6月24日開催の第34回定時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

2026年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役6名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況およびその任期は、以下の通りとなる予定であります。なお、定時株主総会の直後に開催される取締役会の決議事項までの内容（役職等）を含めて記載しております。

男性 6名 女性 3名 （役員のうち女性の比率33.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	宮下幸治	1965年2月3日生	1985年5月 株式会社リクルート入社 1991年10月 当社代表取締役（現任） 2003年4月 Pilipinas International Marketing Services, Inc. (現 KEYSQUARE, INC.) President 2010年3月 同社Director 2016年6月 Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation Director (現任) 2016年10月 InfiniVAN, Inc. Director 2020年7月 IPS Telecommunication Singapore Pte. Ltd. (現 ISMO Pte. Ltd.) Director and Chief Executive officer 2022年6月 Carrier Domain, Inc. Director (現任) 2022年6月 Shinagawa Healthcare Solutions Corporation Director (現任) 2024年3月 InfiniVAN, Inc. Chairman (現任) 2025年6月 株式会社アイ・ピー・エス・プロ 取締役（現任）	(注) 3	5,355,000
専務取締役 メディカル&ヘルスケア事業本部長	上森雅子	1969年7月4日生	1990年4月 株式会社N.P.S入社 1994年6月 当社入社 営業推進部課長 1998年1月 I.P.S. USA Inc. 出向 General Manager 2001年9月 当社営業推進部部長 2007年9月 当社取締役 2010年2月 Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation President (現任) 2010年3月 Pilipinas International Marketing Services, Inc. (現KEYSQUARE, INC.) President 2017年3月 KEYSQUARE, INC. Director 2018年4月 InfiniVAN, Inc. Director 2018年6月 当社専務取締役（現任） 2021年1月 KEYSQUARE, Inc. President 2022年6月 Shinagawa Healthcare Solutions Corporation President (現任) 2022年7月 当社メディカル&ヘルスケア事業本部長（現任）	(注) 3	195,000
常務取締役 経営企画本部長	川淵正光	1972年11月22日生	1996年4月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2001年11月 三菱商事株式会社入社 2006年8月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2013年1月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 エグゼクティブディレクター 2016年8月 コニカミノルタ株式会社 経営企画部所属（M&Aグループ リーダー） 2022年2月 当社経営企画本部長（現任） 2022年6月 当社取締役 2022年7月 株式会社アイ・ピー・エス・プロ 取締役（現任） 2025年7月 当社常務取締役（現任）	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 通信事業本部長	中原茂樹	1959年11月9日生	1983年4月 三井物産株式会社入社 2014年9月 同社九州化学品統括 2016年5月 日曹ピーエーエスエフ・アグロ株式会 社 取締役 2019年11月 三井物産株式会社 2020年3月 当社管理本部長代理 2020年5月 当社管理部長 2020年6月 当社取締役(現任) 当社管理本部副本部長 2021年2月 当社管理本部長 2022年4月 当社事業推進本部副本部長 KEYSQUARE, Inc. President(現任) InfiniVAN, Inc. Director 2022年6月 Carrier Domain, Inc. Director(現 任) ISMO Pte. Ltd. Director and Chief Executive officer(現任) 2022年7月 当社通信事業本部長(現任) 2024年3月 InfiniVAN, Inc. President(現任)	(注)3	-
取締役	村口和孝	1958年11月20日生	1984年4月 日本合同ファイナンス株式会社(現 株 式会社ジャフコ)入社 1998年7月 株式会社日本テクノロジーベンチャー パートナース設立 代表取締役(現任) 2007年3月 株式会社ウォーターダイレクト(現 株 式会社プレミアムウォーターホールディ ングス) 取締役(現任) 2012年6月 ぶらっとホーム株式会社 社外取締役 2015年6月 当社監査役(2017年10月退任) 2017年6月 株式会社デントス 社外取締役(現任) 2017年11月 株式会社ブロードバンドタワー 社外取 締役 2018年11月 JESCOホールディングス株式会社 社外取 締役(現任) 2019年1月 株式会社ブロードバンドタワー 取締役 2019年3月 株式会社バルテック 社外取締役(現 任) 2021年6月 株式会社ラック 社外取締役 当社取締役(現任)	(注)3	2,000
取締役	雪丸暁子	1977年1月7日生	2000年4月 司法研修所入所(54期) 2001年10月 東京地方裁判所 裁判官 2004年7月 最高裁判所在外研究員として、ジョージ タウンロースクールに1年間派遣 2008年2月 裁判官退官 弁護士登録 吉岡・辻総合法律事務所 2019年4月 横浜総合法律事務所(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) 2022年8月 佐鳥電機株式会社 社外取締役 監査等委 員 2025年6月 Tebiki株式会社 社外監査役(現任) 2026年4月 MIRAINIホールディングス株式会社 社外 取締役 監査等委員(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	平田将士	1964年6月30日生	1987年4月 2012年6月 2015年1月 2015年8月 2019年1月 2020年4月 2020年6月 2024年6月	株式会社太陽神戸銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 同行欧州統括部(ブラッセル)部付部長 同行監査部上席考査役 同行監査部米州駐在/資産管理部米州駐在 部付部長 同行監査部米州駐在/資産管理部米州駐在 部付部長 兼 SMBCアメリカホールディングス会社 内部監査部門長 スターゼン株式会社 顧問 同社常勤社外監査役 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	西村誉弘	1972年4月10日生	1995年4月 2005年12月 2008年5月 2013年10月 2013年12月 2014年4月 2015年4月 2015年10月 2015年10月 2017年6月 2017年7月 2025年6月	碧海信用金庫入社 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)東京事務所入所 公認会計士登録 西村誉弘公認会計士事務所(現リーダーズサポート公認会計士事務所)開設 代表(現任) 税理士登録 税理士法人エムエーパートナーズ(現リーダーズサポート税理士法人)社員 リーダーズサポート税理士法人 代表社員(現任) 株式会社フルブリッジ 監査役(現任) 岐阜製版株式会社 監査役(現任) 当社監査役(現任) プリントネット株式会社 社外取締役 株式会社弘電社 社外取締役 監査等委員(現任)	(注)5	-
監査役	岡崎友子	1981年8月6日生	2007年12月 2013年9月 2017年6月 2021年6月	弁護士登録 外国法共同事務法律事務所リンクレータース Gatmaytan Yap Patacsil Gutierrez & Protacio (C&G Law) T&K法律事務所(現任) 当社監査役(現任)	(注)5	-
計						5,552,000

- (注) 1. 取締役村口和孝及び雪丸暁子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平田将士、西村誉弘及び岡崎友子の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2026年6月23日開催の第35回定時株主総会の終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2024年6月26日開催の第33回定時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2025年6月24日開催の第34回定時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

本報告書提出日現在において、当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名です。

社外取締役村口和孝は、ベンチャーキャピタル最大手の株式会社ジャフコ出身で独立系ベンチャーキャピタルの株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ代表取締役で、数多くの企業の株式上場に関わる等豊富な経験と知識を有していることから、その経験及び知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しており、その知見を活かし、当社の事業運営全般において適切な提言をいただくことを期待しております。また、同氏が無限責任組合員である組合が複数の名義で当社の株式601,000株、4.59%(発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する保有株式の割合)を保有しております。当社と同氏との関係はそれ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありませんので、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、かつ当社が定める独立性判断基準をみたしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届けております。

社外取締役雪丸暁子は、長年裁判官及び弁護士として培ってきた豊富な経験や法律知識を有していることから、その経験や知識を活かしていただくため、社外取締役として選任しており、その知見を活かし、当社の経営全般において法律家としての適切な提言をいただくことを期待しております。また、同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はなく、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、かつ当社が定める独立性判断基準をみたしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届けております。

社外監査役平田将士は、金融機関における長年の職務経験があり、国際ビジネスについても経験と知識を有し、当社以外の上場会社において常勤監査役に就任していたなど、当社の経営全般において適切な監視監督をいただけるものと判断して社外監査役として選任いたしました。また、同氏は当社の重要な借入先である株式会社三井住友銀行（当社の借入金額は連結総資産の2%以上）に2020年3月まで在籍しておりましたが、当社の担当となったことはなく、現在は同行を退職しており、退職後6年が経過していることから、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、かつ当社が定める独立性判断基準をみたしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

社外監査役西村誉弘は、公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な実績を有しており、当社の監査体制に活かしていただけるものと考え、社外監査役として選任しております。同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はなく、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、かつ当社が定める独立性判断基準をみたしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届けております。

社外監査役岡崎友子は、弁護士としての専門的知識をもって当社の監査体制に活かしていただけるものと考え、社外監査役として選任しております。同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はなく、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、かつ当社が定める独立性判断基準をみたしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届けております。

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、相称して「社外役員」という。）が経営者から独立した立場での経営の監視・監督を行えることが重要であると考え、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、社外役員の独立性判断基準を定めました。社外役員の専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能や役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、選任し、全ての社外役員を株式会社東京証券取引所に届けている独立役員として届けております。

また、当社は独立性を有した社外役員を選任することで、経営への監督機能を強化しております。その経験・知識等を活用した、独立・公正な立場からの、取締役の職務執行に対する監視機能が十分に期待できることから、現状の体制としております。

なお、社外役員の独立性判断基準は、以下の当社のウェブサイトに掲載しております。

<https://ipsism.co.jp/ir/governance/>

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行うとともに、内部監査室から適宜取締役会にて内部監査の状況等の報告を受けております。さらに、社外監査役は、監査役会にて内部監査の進捗状況や結果等の報告を受けております。また、社外監査役は、適時内部監査室及び会計監査人と意見・情報交換を行う等の相互連携を行うことによって、監視・牽制の有効性と効率性を高めております。

（３）【監査の状況】

監査役監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社は監査役会制度を採用しており、監査役3名（うち社外監査役は3名）で構成しております。社外監査役のうち1名は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っています。また、重要な子会社に訪問し、事業状況の監査を実施しております。常勤監査役は、経営会議、経営戦略会議等重要な会議に出席し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部門の監査、情報収集、意見交換等の業務監査を実施することで、取締役の業務の執行状況を監視しております。また、各部門での帳票の確認や聞き取り等を通じて、取締役の業務の執行状況を監視しております。

監査役会の開催頻度及び各監査役の出席状況

当事業年度は13回開催し各監査役の出席率は100%でした。(各監査役の出席状況は、平田将士氏は13回 / 13回、西村誉弘氏は13回 / 13回、岡崎友子氏は13 / 13回)

当事業年度における監査役会の具体的な協議事項および検討内容 / 報告事項は次のとおりです。

協議事項	監査方針及び監査計画(監査業務の分担、監査年間スケジュールを含む)の策定、監査報告書の作成、常勤監査役の選定、監査役の報酬、会計監査人の監査の相当性に関する意見形成、会計監査人の監査報酬に関する同意等
検討内容 / 報告事項	代表取締役その他経営幹部との意見交換の内容、各部門への業務監査の内容、子会社の監査役から聴取した内容、海外子会社への往査の内容、経営戦略会議の内容、グループガバナンスの状況、取締役会付議事項及び報告事項の事前説明、会計監査人との意見交換の内容、その他取締役の職務執行に関する重要事項等

当事業年度における監査役会の会計監査人と内部監査部門との相互連携の具体的な内容は次のとおりです。

会計監査人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人から半期決算毎の監査結果に関する報告聴取、意見交換(KAMの選定に関する意見交換を含む) ・ 半期毎の常勤監査役との意見交換(内容は監査役会にて報告)
内部監査部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査部門から監査役会にて監査状況に関する報告聴取、意見交換 ・ 常勤監査役との随時の意見交換

内部監査の状況

当社は、業務の効率性改善、内部統制の強化及び不正取引の発生等を防止するために、内部監査室が、各部門・連結子会社を対象として必要な内部監査を実施しております。各年度に策定する内部監査計画に従い、業務処理の適正性や効率性、法令、社内規程の遵守状況等を評価・検討するとともに、必要に応じて海外子会社を直接訪問し、内部監査を実施したうえで、内部監査報告書を作成し、社長に報告します。社長指示による改善指摘事項がある場合は、これを周知し、迅速な改善対応を求めるとともに、フォローアップを行い、企業活動の効率的な運営と持続可能性を維持しつつ、企業価値の向上に努めております。また、内部監査室は、取締役会または経営戦略会議において定期的に内部監査の状況等を報告しております。さらに、内部監査室は、監査役会において原則毎月、内部監査の進捗状況または結果の報告と意見交換を行っております。さらに、必要に応じて監査法人と意見交換を行い、内部統制体制の充実を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

11年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高橋 康之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田 大介

d. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 2名、その他の補助者15名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の能力・品質管理体制・独立性・監査報酬等を総合的に判断して選定しております。その結果、監査役会は太陽有限責任監査法人を再任しております。

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性及び専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任又は不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、品質管理、独立性を保持した管理体制、監査報酬、監査役とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等を評価し、適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	24	-	37	-
連結子会社	14	-	-	-
計	39	-	37	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(グラントソントンインターナショナル)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	12	0	13	2
計	12	0	13	2

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

当社の連結子会社である ISMO Pte.Ltd.は、SCS Global PACに対して、当連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬3百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社である ISMO Pte.Ltd.は、SCS Global PACに対して、当連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬3百万円を支払っております。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との協議により決定しております。なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に関しては監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の報酬について算出根拠の説明を受け、また会計監査人から監査計画の説明を受けて検討した結果、当社の会計監査を実施するうえで妥当なものであると判断したためです。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、2021年3月19日開催の取締役会において、取締役の役割、職責等に相応しい水準となる報酬体系を構築するため、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、指名・報酬委員会の設置に伴い、2022年3月18日開催の取締役会にて一部改訂し、2023年5月26日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止し、2023年6月27日開催の第32回定時株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給を決議し、同日開催の取締役会において一部改定しております。その内容は、当社の取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役の役割、職責等に相応しい水準とすることを方針とし、「基本報酬」としての金銭報酬を支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、業務内容、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、業績への貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、短期業績に基づくインセンティブの機能を備えるよう総合的に勘案するとともに、指名・報酬委員会の意見を尊重して決定するものとしております。

各監査役の報酬額は、監査役の協議により、株主総会にて決議された監査役の報酬限度額の範囲内で、それぞれの職務に応じて、決定されます。

取締役の報酬限度額（退職慰労金を除く。）は、2005年6月24日開催の第14回定時株主総会において、年額180百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の報酬限度額（退職慰労金を除く。）は、2005年6月24日開催の第14回定時株主総会において、年額60百万円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

なお、各取締役の報酬額は、取締役会の決議により、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断し、代表取締役社長 宮下幸治に決定が一任されております。当事業年度に係る各取締役の個人別の基本報酬の額については、株主総会にて決議した報酬限度額の範囲内で、基本報酬の個人別の額の決定に関する方針に従い、指名・報酬委員会の答申を尊重して決定することが委任されております。また、その取締役の個人別の報酬等の額については、指名・報酬委員会の答申及び取締役会決議に沿うものであるか、取締役会にて確認しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	92	92	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	29	29	-	-	5

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者はありませんので、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は、投資株式を保有しておりません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

フィリピンを中心にグローバルに事業展開する当社グループでは、人材戦略として「ダイバーシティ（多様性）」の確保に取り組んでいます。海外における多種多様な顧客ニーズを理解するためには従業員の多様性は欠かせず、多様な個性を持つ人材の交流がイノベーションを生み、組織のパフォーマンスを向上させると考えているからです。

具体的には、女性役員の就任、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等を積極的に行うとともに、当社グループと海外子会社の間で社員の派遣など人事交流を行うことで多様な人材の育成を図っております。当連結会計年度末現在の当社の女性の役員の比率は33%です。管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合などについて当社及び国内連結子会社は法律の規定による公表義務の対象でなく、小規模な組織のため、具体的な目標は定めておりませんが、今後も女性・外国人・中途採用者の登用等を積極的に行い、人材の多様性の確保を図り、女性活躍の推進や管理職の比率の向上に努めてまいります。海外子会社についても同様の方針で採用し、人材の多様性を高めてまいります。

また、当社グループにおける従業員の給与その他の給付額及び内容については、下記の方針に基づき決定してまいります。

人材戦略として多様化を推進し、年齢や性別、働き方、雇用形態、キャリアの志向性など様々な価値観や前提を持つ従業員が増加する中、当社グループは、「公正・公平な人事評価」に努め、従業員の給与や昇給を決定しています。人事評価制度を従業員に公開し、人事評価を社員から見えるようにすることで、公平な考課・人事処遇を実現するとともに、社員のやりがいを高めようと努めています。

具体的には、各部門の部門長が考課者となり、従業員一人一人について、成果や発揮された能力だけでなく、プロセスや仕事への意欲、態度なども重視して評定を付けます。そのうえで、考課の公平性を図るため、全ての部門長で構成する考課会議を開催し、各従業員の評定について、部門間のバランス等も考慮しながら、必要があれば従業員の評定を修正しております。当社グループは、公正・公平な人事評価制度を多様な背景を持つ人材が定着・活躍し、組織の持続的な成長を実現するための重要な戦略として位置づけ、経営人材戦略を推進してまいります。

(2)【従業員の状況】

連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
国際通信事業	553 〔-〕
国内通信事業	32 〔-〕
メディカル&ヘルスケア事業	159 〔6〕
全社（共通）	22 〔-〕
合計	766 〔6〕

(注) 1. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

2. 全社（共通）は、特定の事業に区分けできない本社の人事総務、経理財務、経営企画等の管理部門の従業員であります。

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（百万円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（％）
31 [-]	42.4	6.2	10	6.71

セグメントの名称	従業員数（名）
国際通信事業	7 [-]
国内通信事業	- [-]
メディカル&ヘルスケア事業	2 [-]
全社（共通）	22 [-]
合計	31 [-]

- （注）1．従業員数は、当社から関係会社への出向者を含んでおります。他社から当社への出向者は含んでおりません。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．全社（共通）は、特定の事業に区分けできない本社の人事総務、経理財務、経営企画等の管理部門の従業員であります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

使用人等のみに対して付与した新株予約権の内容

当社は、使用人等のみに対する新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容については、「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため、次のような取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し変更等に的確に対応する事ができる体制を整備するため、社外の研修への参加や社内の勉強会を通じて適時適正な開示を実施できる体制の構築に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,918	3,582
売掛金	4 11,269	4 16,202
リース投資資産	6,517	5,277
商品	137	157
貯蔵品	140	115
その他	2,745	1,899
貸倒引当金	1,090	1,271
流動資産合計	23,637	25,963
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	980	961
減価償却累計額	455	536
建物及び構築物(純額)	525	425
機械装置及び運搬具	9,714	10,261
減価償却累計額	2,647	2,929
機械装置及び運搬具(純額)	7,067	7,332
工具、器具及び備品	350	369
減価償却累計額	261	299
工具、器具及び備品(純額)	89	70
リース資産	47	47
減価償却累計額	41	42
リース資産(純額)	5	4
建設仮勘定	5,194	11,067
有形固定資産合計	12,882	18,900
無形固定資産		
通信回線使用权	3,137	3,757
のれん	28	13
その他	840	940
無形固定資産合計	4,006	4,712
投資その他の資産		
関係会社株式	3 110	3 108
長期前払費用	169	97
繰延税金資産	595	560
その他	603	615
貸倒引当金	4	0
投資その他の資産合計	1,474	1,382
固定資産合計	18,363	24,994
繰延資産	30	21
資産合計	42,031	50,979

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,137	660
短期借入金	14,250	14,630
1年内返済予定の長期借入金	1,218,09	1,219,20
未払金	519	604
未払法人税等	344	280
繰延延払利益	4,709	4,102
賞与引当金	35	48
その他	53,941	56,641
流動負債合計	16,747	18,887
固定負債		
長期借入金	1,240,10	1,260,86
退職給付に係る負債	82	85
資産除去債務	4	4
その他	203	279
固定負債合計	4,300	6,455
負債合計	21,048	25,343
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,208	1,306
資本剰余金	542	639
利益剰余金	11,227	14,904
自己株式	0	0
株主資本合計	12,976	16,849
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	2,266	1,997
退職給付に係る調整累計額	3	2
その他の包括利益累計額合計	2,263	1,995
新株予約権	290	278
非支配株主持分	5,452	6,512
純資産合計	20,982	25,636
負債純資産合計	42,031	50,979

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上高	1 15,264	1 16,999
売上原価	6,988	7,127
売上総利益	8,275	9,872
販売費及び一般管理費	2 3,861	2 4,502
営業利益	4,413	5,370
営業外収益		
受取利息及び配当金	221	389
為替差益	-	516
その他	144	83
営業外収益合計	365	989
営業外費用		
支払利息	400	300
シンジケートローン手数料	-	7 180
為替差損	276	-
外国付加価値税等	-	70
その他	29	20
営業外費用合計	705	572
経常利益	4,073	5,787
特別利益		
新株予約権戻入益	-	6 16
固定資産売却益	3 28	-
特別利益合計	28	16
特別損失		
固定資産除却損	4 0	4 0
固定資産売却損	-	0
子会社本社移転費用	5 59	-
特別損失合計	59	0
税金等調整前当期純利益	4,042	5,803
法人税、住民税及び事業税	932	620
法人税等調整額	327	112
法人税等合計	605	732
当期純利益	3,436	5,070
非支配株主に帰属する当期純利益	892	873
親会社株主に帰属する当期純利益	2,544	4,196

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	3,436	5,070
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,722	69
退職給付に係る調整額	2	7
持分法適用会社に対する持分相当額	4	4
その他の包括利益合計	1,724	57
包括利益	5,160	5,013
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,974	3,930
非支配株主に係る包括利益	1,186	1,082

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,145	753	9,191	0	11,090	211	0	210	264	3,617	15,183
当期変動額											
新株の発行	62	62	-	-	125	-	-	-	-	-	125
自己株式の取得	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	0
剰余金の配当	-	-	509	-	509	-	-	-	-	-	509
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	2,544	-	2,544	-	-	-	-	-	2,544
連結子会社の増資による持分の増減	-	274	-	-	274	-	-	-	-	-	274
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	2,055	2	2,052	26	1,834	3,913
当期変動額合計	62	211	2,035	0	1,886	2,055	2	2,052	26	1,834	5,799
当期末残高	1,208	542	11,227	0	12,976	2,266	3	2,263	290	5,452	20,982

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,208	542	11,227	0	12,976	2,266	3	2,263	290	5,452	20,982
当期変動額											
新株の発行	97	97	-	-	195	-	-	-	-	-	195
剰余金の配当	-	-	519	-	519	-	-	-	-	-	519
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	4,196	-	4,196	-	-	-	-	-	4,196
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	269	1	268	11	1,060	780
当期変動額合計	97	97	3,677	-	3,872	269	1	268	11	1,060	4,653
当期末残高	1,306	639	14,904	0	16,849	1,997	2	1,995	278	6,512	25,636

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,042	5,803
減価償却費	998	939
新株予約権戻入益	-	16
株式報酬費用	60	63
為替差損益(は益)	28	175
貸倒引当金の増減額(は減少)	518	132
賞与引当金の増減額(は減少)	4	13
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	7	4
受取利息及び配当金	221	389
支払利息	400	300
固定資産売却損益(は益)	28	0
固定資産除却損	27	0
売上債権の増減額(は増加)	5,048	4,836
リース投資資産の増減額(は増加)	235	1,175
棚卸資産の増減額(は増加)	32	1
仕入債務の増減額(は減少)	206	400
未払金の増減額(は減少)	273	92
繰延延払利益の増減額(は減少)	633	607
前受金の増減額(は減少)	34	1,594
その他	499	1,130
小計	2,034	5,177
利息及び配当金の受取額	221	389
利息の支払額	400	300
法人税等の支払額	1,151	680
営業活動によるキャッシュ・フロー	704	4,585
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,255	6,371
有形固定資産の売却による収入	8	-
無形固定資産の取得による支出	1,239	706
関係会社株式の取得による支出	1	-
保証金の差入による支出	102	70
差入保証金の回収による収入	26	34
長期前払費用の取得による支出	11	3
保険積立金の解約による収入	60	137
定期預金の預入による支出	-	48
その他	30	58
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,542	7,086

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,530	380
長期借入れによる収入	400	3,839
長期借入金の返済による支出	1,890	1,944
株式の発行による収入	90	137
非支配株主からの払込みによる収入	1,795	163
配当金の支払額	509	519
自己株式の取得による支出	0	-
非支配株主への配当金の支払額	35	20
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,380	2,035
現金及び現金同等物に係る換算差額	140	81
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	316	384
現金及び現金同等物の期首残高	4,234	3,918
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,918	1 3,534

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(2) 非連結子会社の名称等

Cable Landing Station Reality Inc.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称 ISMO Inc.

BBIX Philippines, Inc.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

Cable Landing Station Reality Inc.

当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社アイ・ピー・エス・プロを除く、すべての連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。株式会社アイ・ピー・エス・プロの決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品

当社は、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

当社及び一部の連結子会社は最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～25年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

通信回線使用权

当社は、定額法を採用しております。なお、耐用年数については経済的使用可能予測期間(7年～15年)に基づき決定しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、一部の連結子会社は、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

当社は退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しておりましたが、2023年3月31日をもって退職金制度を廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時点の退職金要支給額を「退職給付に係る負債」として計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

・ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。一部子会社については、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

・収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりであります。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。ただし、金額が僅少であり重要性が乏しいものは、発生時に一括償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産	595	560
繰延税金負債(その他固定負債)	49	125

(注)上記繰延税金資産及び繰延税金負債は納税主体ごとの相殺後の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の金額は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額等に基づき、回収が見込まれる金額を計上しております。当該事業計画は、市場動向等の仮定において見積っております。これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の発生時期及び金額について見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「後発事象に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行と極度額7,600百万円と2,000万米ドルの当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。なお、この契約に基づく当連結会計年度末の当座貸越及びコミットメントラインの利用は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	2,600百万円	2,600百万円
コミットメントライン極度額	2,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	4,250百万円	5,900百万円
差引額	350百万円	1,700百万円

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
コミットメントライン極度額	- 万米ドル	2,000万米ドル
借入実行残高	- 万米ドル	820万米ドル
差引額	- 万米ドル	1,180万米ドル

2 財務制限条項

前連結会計年度(2025年3月31日)

当社が株式会社みずほ銀行と締結しているコミットメントライン契約の極度額2,000百万円には、下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には当該債務の即時弁済が請求される可能性があります。

純資産の部の金額を2024年3月期決算における純資産の部の金額の75%以上を維持すること。

営業損益の黒字を維持すること。

なお、2025年3月末現在において、当社は財務制限条項に抵触しておりません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

当社が株式会社みずほ銀行と締結しているコミットメントライン契約の極度額2,000百万円には、下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には当該債務の即時弁済が請求される可能性があります。

純資産の部の金額を2025年3月期決算における純資産の部の金額の75%以上を維持すること。

営業損益の黒字を維持すること。

新たに当社が株式会社みずほ銀行と締結したコミットメントライン契約の極度額3,000百万円と2,000万米ドルには、下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には当該債務の即時弁済が請求される可能性があります。

2026年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上を維持すること。

2026年3月期決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお最初の判定は2027年3月決算期およびその直前の期の決算を対象とする。

2026年3月期決算以降、各決算期末日におけるネット有利子負債/EBITDA倍率の3期加重平均値を5.0倍以下に維持すること。

なお、2026年3月末現在において、当社は財務制限条項に抵触しておりません。

3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
関係会社株式	110百万円	108百万円

4 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
売掛金	11,269百万円	16,202百万円

5 その他流動負債のうち契約負債の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
契約負債	231百万円	1,823百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分掲記しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
業務委託費	255百万円	259百万円
給与手当	1,103百万円	1,327百万円
退職給付費用	8百万円	17百万円
賞与引当金繰入額	103百万円	135百万円
貸倒引当金繰入額	512百万円	463百万円
株式報酬費用	60百万円	63百万円

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
車両	8百万円	-百万円
土地	19百万円	-百万円
計	28百万円	-百万円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
ソフトウェア	-百万円	0百万円
計	0百万円	0百万円

5 子会社本社移転費用

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

国内子会社の本社移転費用であります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

6 新株予約権戻入益の内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当連結会計年度の特別利益に計上している「新株予約権戻入益」は、ストック・オプションの権利失効を見込んだ取り崩しによるものであります。

7 営業外費用に計上している「シンジケートローン手数料」には、主として取引銀行との間に設定されたアレンジメントフィー及びエージェントフィー等の手数料を計上しております。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
シンジケートローン手数料	-百万円	180百万円
計	-百万円	180百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,722	69
退職給付に係る調整額		
当期発生額	3	10
組替調整額	0	0
法人税等及び税効果調整前	3	9
法人税等及び税効果額	0	2
退職給付に係る調整額	2	7
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	4	4
その他の包括利益合計	1,724	57

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	12,867,800	95,500	-	12,963,300
合計	12,867,800	95,500	-	12,963,300
自己株式				
普通株式	395	31	-	426
合計	395	31	-	426

(注) 1. 増加株式数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加 95,500株
普通株式の自己株式 単元未満株式の買取りによる増加 31株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	290
	合計	-	-	-	-	-	290

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	250	19.5	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	258	20.0	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	259	利益剰余金	20.0	2025年3月31日	2025年6月25日

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	12,963,300	119,100	-	13,082,400
合計	12,963,300	119,100	-	13,082,400
自己株式				
普通株式	426	-	-	426
合計	426	-	-	426

(注) 1. 増加株式数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加 119,100株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	278
	合計	-	-	-	-	-	278

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	259	20.0	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	260	20.0	2025年9月30日	2025年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月23日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	261	利益剰余金	20.0	2026年3月31日	2026年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	3,918百万円	3,582百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	百万円	48百万円
現金及び現金同等物	3,918百万円	3,534百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

通信事業における深川データセンターの設備(機械装置及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として国際通信事業及び国内通信事業における伝送装置(機械装置及び運搬具)、深川データセンターの設備(機械装置及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
リース料債権部分	6,711	5,454
見積残存価額部分	-	-
受取利息相当額	194	177
リース投資資産	6,517	5,277

(注) 国際通信事業におけるIRU取引の回収予定見込額を、リース投資資産に計上しております。

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額
流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	2,717	1,620	975	811	382	10

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2026年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	1,837	1,274	1,108	753	55	248

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	356	365
1年超	969	1,242
合計	1,325	1,608

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

外貨建預金は為替変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、リース投資資産は、主に通信回線使用権のリース料債権で、リース先の信用リスクに晒されております。海外取引から生じている外貨建ての営業債権、長期貸付金は、為替変動リスクに晒されております。信用リスクに対しては、当社グループの与信管理規程に沿って取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念についてリスク低減を図っております。為替変動リスクに対しては、毎月通貨別に行替差損益を把握し、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。海外取引から生じている外貨建ての営業債務は、為替変動リスクに晒されております。社債、借入金及びリース債務は、主に設備資金の調達を目的としたものであり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。また、その一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されております。借入金の固定金利と変動金利の構成割合については、金利市場の動向を勘案しております。資金調達に係る流動性リスクに対しては、財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、買掛金、短期借入金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 売掛金	11,269	10,610	658
(2) リース投資資産	6,517	6,002	515
資産計	17,786	16,612	1,174
(1) 長期借入金	5,820	5,817	3
負債計	5,820	5,817	3

長期借入金には1年内に返済予定の金額を含めております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 売掛金	16,202	15,346	856
(2) リース投資資産	5,277	4,841	436
資産計	21,480	20,187	1,292
(1) 長期借入金	8,007	7,992	14
負債計	8,007	7,992	14

長期借入金には1年内に返済予定の金額を含めております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
関連会社株式	110	108

当該金融商品は市場価格がないことから、時価開示の対象としておりません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,918	-	-	-
売掛金	6,464	4,662	141	-
リース投資資産	2,717	3,789	10	-
合計	13,099	8,452	152	-

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,582	-	-	-
売掛金	9,651	6,281	269	-
リース投資資産	1,837	3,191	248	-
合計	15,071	9,473	517	-

(注3) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,250	-	-	-	-	-
長期借入金	1,809	1,650	1,557	802	-	-
合計	6,059	1,650	1,557	802	-	-

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,630	-	-	-	-	-
長期借入金	1,920	1,837	1,183	743	642	1,679
合計	6,550	1,837	1,183	743	642	1,679

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	10,610	-	10,610
リース投資資産	-	6,002	-	6,002
資産計	-	16,612	-	16,612
長期借入金	-	5,817	-	5,817
負債計	-	5,817	-	5,817

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	15,346	-	15,346
リース投資資産	-	4,841	-	4,841
資産計	-	20,187	-	20,187
長期借入金	-	7,992	-	7,992
負債計	-	7,992	-	7,992

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金及びリース投資資産

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しておりましたが、2023年3月31日をもって退職金制度を廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時点の退職金要支給額を「退職給付に係る負債」として計上しております。

なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	35	52
勤務費用	8	12
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	3	3
退職給付の支払額	-	0
為替の変動による影響	2	1
退職給付債務の期末残高	52	61

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	34	30
退職給付の支払額	3	6
退職給付に係る負債の期末残高	30	23

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	82	85
連結貸借対照表に計上された負債	82	85
退職給付に係る負債	82	85
連結貸借対照表に計上された負債	82	85

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	8	12
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	0	0
簡便法で計算した退職給付費用	-	4
確定給付制度に係る退職給付費用	10	19

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
数理計算上の差異	3	9
合計	3	9

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
未認識数理計算上の差異	4	5
合計	4	5

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	6.08～6.10%	6.36～6.41%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売費及び一般管理費	60	63

2. 権利不行使による失効により利益として計上した額

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
新株予約権戻入益	-	16

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

2017年9月14日開催の取締役会決議に基づき、2017年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2018年12月11日開催の取締役会決議に基づき、2019年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第6回新株予約権
決議年月日	2017年3月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社顧問 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,000株
付与日	2017年3月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。なお、権利行使条件は「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	-
権利行使期間	2019年4月1日～2027年2月28日

(注) 当社取締役退任及び権利行使により、提出日の前月末(2026年5月31日)現在の付与対象者の区分及び人数は、当社顧問1名となっております。

	第7回新株予約権
決議年月日	2019年8月9日
付与対象者の区分及び人数	石尾 肇
株式の種類及び付与数	普通株式 573,500株
付与日	2019年8月26日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	-
権利行使期間	2020年7月1日～2029年8月25日

(注) 本新株予約権は、石尾 肇を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日において当社が受益者として指定した者に交付され、2021年6月28日に受益者として当社役職員等71名に交付されております。当社従業員及び子会社従業員の退職による権利喪失、当社への復帰、当社子会社への転籍、当社子会社取締役の就任、当社子会社の取締役の任期満了退任、当社顧問等の契約終了及び当社元顧問の死亡並びに権利行使により、提出日の前月末(2026年5月31日)現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員9名、当社元顧問等2名、当社子会社取締役3名、当社子会社従業員20名となっております。

	第8回新株予約権
決議年月日	2022年4月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 35,000株
付与日	2022年4月28日
権利確定条件	権利確定条件は付与されておりません。「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	-
権利行使期間	2025年4月14日～2032年4月13日

(注) 付与対象者の当社取締役就任、当社子会社への転籍及び当社従業員の退職による権利喪失により、提出日の前月末(2026年5月31日)現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社従業員1名となっております。

	第9回新株予約権
決議年月日	2024年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社子会社従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 110,000株
付与日	2024年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は付与されておりません。「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	-
権利行使期間	2027年7月1日～2034年7月18日

(注) 付与対象者の当社子会社取締役就任および定年退職により業務委託者への変更により、提出日の前月末(2026年5月31日)現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社取締役1名、当社子会社従業員4名および当社子会社業務委託者1名となっております。

	第10回新株予約権
決議年月日	2024年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 9名
株式の種類及び付与数	普通株式 90,000株
付与日	2024年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は付与されておりません。「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	-
権利行使期間	2027年7月1日～2034年7月18日

(注) 付与対象者の当社従業員及び子会社従業員の退職による権利喪失及び当社子会社への転籍により、提出日の前月末(2026年5月31日)現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員4名及び当社子会社従業員1名となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
決議年月日	2017年 3 月14日	2019年 8 月 9 日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	20,000	431,200
権利確定	-	-
権利行使	-	109,100
失効	-	5,000
未行使残	20,000	307,100

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
決議年月日	2022年 4 月13日	2024年 6 月14日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	110,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	110,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	35,000	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	35,000	-

	第10回新株予約権
決議年月日	2024年6月14日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	90,000
付与	-
失効	30,000
権利確定	-
未確定残	60,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
決議年月日	2017年 3 月14日	2019年 8 月 9 日
権利行使価格（円）	230	1,152
行使時平均株価（円）	-	3,001
付与日における公正な評価単価（円）	-	491

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
決議年月日	2022年 4 月13日	2024年 6 月14日
権利行使価格（円）	2,166	2,135
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	1,245	22

	第10回新株予約権
決議年月日	2024年 6 月14日
権利行使価格（円）	2,296
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	1,060

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
繰延延払利益	311百万円	60百万円
貸倒引当金	243百万円	458百万円
退職給付に係る負債	22百万円	22百万円
減価償却超過額	29百万円	402百万円
税務上の繰越欠損金(注)	321百万円	312百万円
その他	107百万円	495百万円
繰延税金資産小計	1,036百万円	1,753百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	321百万円	-百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	89百万円	377百万円
評価性引当額小計	411百万円	377百万円
繰延税金資産合計	625百万円	1,375百万円
繰延税金負債		
為替差損益	9百万円	-百万円
その他	70百万円	940百万円
繰延税金負債合計	79百万円	940百万円
繰延税金資産純額	546百万円	434百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	14	216	90	-	-	-	321百万円
評価性引当額	14	216	90	-	-	-	321百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	194	86	30	-	-	-	312百万円
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-百万円
繰延税金資産	194	86	30	-	-	-	312百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.8%
評価性引当額の増減	9.1%	0.9%
海外子会社の法人所得税免除	15.5%	16.0%
海外子会社の税率差	8.0%	1.1%
外国税額控除	1.0%	0.4%
その他	0.2%	2.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.0%	12.6%

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めておりました「外国税額控除」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「その他」に表示していた 1.2%は、「外国税額控除」 1.0%、「その他」 0.2%として組替えております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。

国際通信事業には、一定の期間にわたり移転されるサービスの収益として、国際通信回線使用権のリース契約に基づくリース料の収益及び国際通信回線使用権のファイナンス・リースに関連する運用保守契約に基づく収益並びにインターネット接続サービスの収益が含まれております。

国内通信事業には、一定の期間にわたり移転されるサービスの収益として、従量課金による相互接続サービスや秒課金による音声電話サービスの収益、コールセンター向けの利用量課金による収益、及びデータセンターのコロケーションサービスによる収益が含まれております。なお、相互接続サービスについては、通信事業者間の合意により単価の変更が行われることがあり、その単価が決定していない場合は、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額に著しい減額が生じない可能性が高い範囲でのみ収益総額を合理的に見積っております。

メディカル&ヘルスケア事業には、一時点で移転されるサービスの収益として、主に近視矯正手術による収益が含まれております。近視矯正手術の提供による履行義務は、機器を用いたレーシックによる施術が完了した時点で充足したと判断しております。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高) 売掛金	5,532	11,269
顧客との契約から生じた債権(期末残高) 売掛金	11,269	16,202
契約負債(期首残高) 前受金	240	231
契約負債(期末残高) 前受金	231	1,823

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、国際通信事業における国際通信回線使用权のファイナンス・リースに関連する運用保守サービスに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	1,052	1,134
1年超2年以内	1,051	1,124
2年超3年以内	1,045	1,059
3年超	9,289	7,966
合計	12,439	11,285

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は、商品・サービス別に事業部を置き、各事業部は取り扱う商品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。

(2) 各報告セグメントに属する商品及びサービスの種類

報告セグメント	サービスの種類
国際通信事業	国際通信回線をフィリピンのCATV事業者を提供 フィリピン国内における通信事業 海外送金サービスなどの顧客開拓・利用促進事業
国内通信事業	電話サービス及びコールセンター向けソフトウェアの販売
メディカル&ヘルスケア事業	眼科の診療・美容皮膚科 人間ドック・健康診断の提供

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

セグメント間の内部収益及び振替高は、主に第三者間取引価格もしくは原価に適正利益を加味した価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額	連結財務諸表 計上額 (注1)
	国際通信事業	国内通信事業	メディカル& ヘルスケア 事業			
売上高						
顧客との契約から 生じる収益	9,300	2,429	1,555	13,285	-	13,285
その他の収益	1,918	60	-	1,978	-	1,978
外部顧客への売上高	11,219	2,489	1,555	15,264	-	15,264
セグメント間の 内部売上高又は振替高	34	2	2	39	39	-
計	11,253	2,491	1,558	15,304	39	15,264
セグメント利益又は損失 ()	4,500	11	84	4,404	9	4,413
その他の項目						
減価償却費	713	45	239	998	-	998

- (注) 1. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。
2. セグメント資産及び負債については、取締役会に定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価対象となっていないため記載しておりません。
3. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費等の関連費用は配分しております。
4. その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。
5. セグメント利益又は損失の調整額9百万円は、セグメント間取引消去であります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額	連結財務諸表 計上額 (注1)
	国際通信事業	国内通信事業	メディカル& ヘルスケア 事業			
売上高						
顧客との契約から 生じる収益	9,911	2,405	1,650	13,967	-	13,967
その他の収益	3,031	-	-	3,031	-	3,031
外部顧客への売上高	12,943	2,405	1,650	16,999	-	16,999
セグメント間の 内部売上高又は振替高	3	3	5	12	12	-
計	12,946	2,409	1,655	17,011	12	16,999
セグメント利益	4,901	397	80	5,379	8	5,370
その他の項目						
減価償却費	704	44	190	939	-	939

- (注) 1. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。
2. セグメント資産及び負債については、取締役会に定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価対象となっていないため記載しておりません。

3. 報告セグメントに対して特定の資産は配分していませんが、減価償却費等の関連費用は配分していません。
4. その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。
5. セグメント利益の調整額 8百万円は、セグメント間取引消去であります。

[関連情報]

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	フィリピン	その他	合計
2,482	12,774	6	15,264

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	フィリピン	その他	合計
74	12,745	61	12,882

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	フィリピン	その他	合計
2,375	14,593	30	16,999

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	フィリピン	その他	合計
4,298	14,563	38	18,900

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

のれんの償却額及び未償却残高の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

のれんの償却額及び未償却残高の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び 個人主要 株主	伊藤 良光	-	-	子会社役員	(被所有) 直接0.12	-	ストック・ オプション の権利行使	8	-	-
役員及び 個人主要 株主	林 佑三	-	-	子会社役員	(被所有) 直接0.04	-	ストック・ オプション の権利行使	8	-	-

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び 個人主要 株主	ALEAJ NDRO ANTE AQUINO	-	-	子会社役員	(被所有) 直接0.07	-	ストック・ オプション の権利行使	7	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

第7回ストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、「取引金額」は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に
払込金額を乗じた金額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1,175.66円	1,440.51円
1株当たり当期純利益	197.14円	322.41円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	192.85円	315.60円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,544	4,196
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,544	4,196
普通株式の期中平均株式数(株)	12,906,981	13,017,316
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	286,765	280,516
(うち新株予約権(株))	286,765	280,516
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,250	4,630	0.95	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,809	1,920	3.08	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	4,010	6,086	3.08	2027年4月1日～ 2033年3月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	10,070	12,637	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,837	1,183	743	642

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

(累計期間)	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	7,854	16,999
税金等調整前中間(当期)純利益 (百万円)	2,323	5,803
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (百万円)	1,607	4,196
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	123.95	322.41

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,716	1,173
売掛金	3 3,452	3 4,462
リース投資資産	3 184	3 141
商品	49	55
関係会社立替金	3 36	3 1,124
短期貸付金	1	4
関係会社短期貸付金	3 250	3 1,085
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	3 1,617	3 1,730
その他	3 1,377	3 1,471
貸倒引当金	742	956
流動資産合計	7,944	10,293
固定資産		
有形固定資産		
建物	18	18
減価償却累計額	15	15
建物(純額)	2	2
構築物	1	1
減価償却累計額	1	1
構築物(純額)	0	0
機械及び装置	390	390
減価償却累計額	347	358
機械及び装置(純額)	43	32
車両運搬具	14	14
減価償却累計額	14	14
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	37	34
減価償却累計額	30	30
工具、器具及び備品(純額)	6	4
建設仮勘定	4	4,236
有形固定資産合計	57	4,274

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
無形固定資産		
通信回線使用权	13	-
ソフトウェア	2	0
その他	1	5
無形固定資産合計	18	5
投資その他の資産		
関係会社株式	6,821	7,277
関係会社長期貸付金	3 3,759	3 1,955
長期前払費用	3 132	3 60
その他	3 53	3 62
貸倒引当金	4	0
投資その他の資産合計	10,763	9,356
固定資産合計	10,838	13,635
資産合計	18,782	23,929

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3 212	3 156
短期借入金	1 4,250	1 4,600
1年内返済予定の長期借入金	1, 2 1,809	1, 2 1,920
未払金	3 566	3 279
未払法人税等	207	17
前受金	3 16	3 1,518
繰延延払利益	3 120	3 86
賞与引当金	17	26
その他	38	28
流動負債合計	7,238	8,634
固定負債		
長期借入金	1, 2 4,010	1, 2 5,728
退職給付引当金	20	14
資産除去債務	2	2
その他	149	149
固定負債合計	4,183	5,894
負債合計	11,421	14,529

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,208	1,306
資本剰余金		
資本準備金	1,148	1,246
資本剰余金合計	1,148	1,246
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,714	6,570
利益剰余金合計	4,714	6,570
自己株式	0	0
株主資本合計	7,070	9,121
新株予約権	290	278
純資産合計	7,361	9,400
負債純資産合計	18,782	23,929

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1,2407	1,1860
売上原価	1,948	1,681
売上総利益	1,458	1,179
販売費及び一般管理費	1,21,129	1,2933
営業利益	328	246
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,949	1,2,339
為替差益	-	426
その他	33	79
営業外収益合計	982	2,845
営業外費用		
支払利息	371	289
為替差損	104	-
シンジケートローン手数料	-	6,180
その他	13	0
営業外費用合計	488	470
経常利益	822	2,621
特別利益		
新株予約権戻入益	-	5,16
固定資産売却益	3,8	-
特別利益合計	8	16
特別損失		
固定資産除却損	4,0	4,0
特別損失合計	0	0
税引前当期純利益	830	2,638
法人税、住民税及び事業税	460	263
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	460	263
当期純利益	369	2,375

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,145	1,085	1,085	4,853	4,853	0	7,084	264	7,348
当期変動額									
新株の発行	62	62	62	-	-	-	125	-	125
自己株式の取得	-	-	-	-	-	0	0	-	0
剰余金の配当	-	-	-	509	509	-	509	-	509
当期純利益	-	-	-	369	369	-	369	-	369
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	26	26
当期変動額合計	62	62	62	139	139	0	13	26	12
当期末残高	1,208	1,148	1,148	4,714	4,714	0	7,070	290	7,361

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,208	1,148	1,148	4,714	4,714	0	7,070	290	7,361
当期変動額									
新株の発行	97	97	97	-	-	-	195	-	195
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	519	519	-	519	-	519
当期純利益	-	-	-	2,375	2,375	-	2,375	-	2,375
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	11	11
当期変動額合計	97	97	97	1,855	1,855	-	2,051	11	2,039
当期末残高	1,306	1,246	1,246	6,570	6,570	0	9,121	278	9,400

【注記事項】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	8～19年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

通信回線使用权

定額法を採用しております。なお、耐用年数については経済的使用可能予測期間(7年～15年)に基づき決定しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

当社は退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しておりましたが、2023年3月31日をもって退職金制度を廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時点の退職金要支給額を「退職給付引当金」として計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりであります。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において流動負債の「その他」に含めていた「前受金」は、重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。この結果、前事業年度の貸借対照表において流動負債の「その他」に表示していた54百万円は、「前受金」16百万円、「その他」38百万円として組み替えています。

(貸借対照表関係)

1 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行と極度額7,600百万円と2,000万米ドルの当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。なお、この契約に基づく当事業年度末の当座貸越及びコミットメントラインの利用は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	2,600百万円	2,600百万円
コミットメントライン極度額	2,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	4,250百万円	5,900百万円
差引額	350百万円	1,700百万円

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
コミットメントライン極度額	- 万米ドル	2,000万米ドル
借入実行残高	- 万米ドル	820万米ドル
差引額	- 万米ドル	1,180万米ドル

2 財務制限条項

前事業年度(2025年3月31日)

当社が株式会社みずほ銀行と締結しているコミットメントライン契約の極度額2,000百万円には、下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には当該債務の即時弁済が請求される可能性があります。

純資産の部の金額を2024年3月期決算における純資産の部の金額の75%以上を維持すること。

営業損益の黒字を維持すること。

なお、2025年3月末現在において、当社は財務制限条項に抵触しておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

当社が株式会社みずほ銀行と締結しているコミットメントライン契約の極度額2,000百万円には、下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には当該債務の即時弁済が請求される可能性があります。

純資産の部の金額を2025年3月期決算における純資産の部の金額の75%以上を維持すること。
営業損益の黒字を維持すること。

新たに当社が株式会社みずほ銀行と締結したコミットメントライン契約の極度額3,000百万円と2,000万米ドルには、下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には当該債務の即時弁済が請求される可能性があります。

2026年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上を維持すること。

2026年3月期決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお最初の判定は2027年3月決算期およびその直前の期の決算を対象とする。

2026年3月期決算以降、各決算期末日におけるネット有利子負債/EBITDA倍率の3期加重平均値を5.0倍以下に維持すること。

なお、2026年3月末現在において、当社は財務制限条項に抵触していません。

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	5,286百万円	8,252百万円
長期金銭債権	3,759百万円	1,955百万円
短期金銭債務	693百万円	293百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
関係会社に対する売上高	1,259百万円	1,100百万円
関係会社に対する仕入高	221百万円	114百万円
関係会社に対する業務委託費	80百万円	25百万円
関係会社からの受取利息	464百万円	310百万円
関係会社からの受取配当金	483百万円	2,013百万円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度42%、当事業年度33%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度58%、当事業年度67%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
貸倒引当金繰入額	340百万円	217百万円
給与手当	224百万円	228百万円
業務委託費	138百万円	81百万円
役員報酬	117百万円	121百万円
減価償却費	13百万円	5百万円
株式報酬費用	60百万円	63百万円
賞与引当金繰入額	23百万円	32百万円

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
車両	8百万円	-百万円
計	8百万円	-百万円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
ソフトウェア	-百万円	0百万円
計	0百万円	0百万円

5 新株予約権戻入益の内訳は次のとおりであります。

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当事業年度の特別利益に計上している「新株予約権戻入益」は、ストック・オプションの権利失効を見込んだ取り崩しによるものであります。

6 営業外費用に計上している「シンジケートローン手数料」には、主として取引銀行との間に設定されたアレンジメントフィー及びエージェントフィー等の手数料を計上しております。

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
シンジケートローン手数料	- 百万円	180百万円
計	- 百万円	180百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額6,821百万円)は、市場価格がないことから、時価を記載しておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額7,277百万円)は、市場価格がないことから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
繰延延払利益	0百万円	- 百万円
貸倒引当金	235百万円	301百万円
退職給付引当金	6百万円	4百万円
減価償却超過額	29百万円	21百万円
新株予約権	89百万円	86百万円
その他	59百万円	46百万円
繰延税金資産小計	420百万円	460百万円
評価性引当額	411百万円	460百万円
繰延税金資産合計	9百万円	- 百万円
繰延税金負債		
為替差損益	9百万円	- 百万円
繰延税金負債合計	9百万円	- 百万円
繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額	- 百万円	- 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	17.2%	22.3%
住民税均等割等	0.1%	0.0%
評価性引当額の増減	17.5%	2.2%
外国税額控除	5.1%	1.0%
為替差損益	29.4%	0.4%
その他	0.1%	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.46%	10.0%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	18	-	-	18	15	0	2
構築物	1	-	-	1	1	-	0
機械及び装置	390	-	0	390	358	10	32
車両運搬具	14	-	-	14	14	-	0
工具、器具及び備品	37	0	3	34	30	2	4
建設仮勘定	4	4,231	0	4,236	-	-	4,236
有形固定資産計	466	4,231	3	4,694	419	13	4,274
無形固定資産							
通信回線使用权	593	-	-	593	593	13	-
ソフトウェア	54	-	19	34	34	2	0
その他	1	3	-	5	-	-	5
無形固定資産計	649	3	19	633	628	16	5
長期前払費用	132	3	75	60	-	-	60

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定 CANDLEについてNECへの支払い分 4,180百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 会計システムの除却 19百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	746	221	0	10	956
賞与引当金	17	26	17	-	26

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は債権の回収に伴う取崩及び一般債権の貸倒実績率による洗替額です。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日及び3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.ipsism.co.jp/ir
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第34期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月20日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

2025年7月8日関東財務局長に提出

事業年度（第34期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月20日関東財務局長に提出。

(4) 半期報告書及び確認書

（第35期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月7日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年6月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年7月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（連結子会社からの配当）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年10月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4（財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結）の規定に基づく臨時報告書であります。

2026年1月5日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（連結子会社からの配当）の規定に基づく臨時報告書であります。

2026年3月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月12日

株式会社アイ・ピー・エス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 康之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 大介

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・ピー・エスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Indefeasible Right of Use (IRU) 契約に係るファイナンス・リース取引の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループの国際通信事業においては、海底ケーブル等の権利を有する通信事業者から通信回線使用権を Indefeasible Right of Use (以下「IRU」とする。) として取得し、これを分割して顧客にIRUとして提供する取引がある。</p> <p>IRUは当事者間の合意がない限り破棄又は終了させることのできない通信回線使用権である。</p> <p>会社グループは、顧客とのIRU契約がファイナンス・リース取引に該当する場合、【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 . 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する会計方針を採用している。</p> <p>IRU契約がファイナンス・リース取引に該当するか否かについては、個々の取引の実態や契約条件により異なり、その判定結果により収益認識時点や各期の収益計上額が異なるため、当監査法人は、IRU契約に係るファイナンス・リース取引の判定を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、IRU契約に係るファイナンス・リース取引の判定の検討に当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社グループが締結したIRU契約に関して、通信経路図や機器設置図等を閲覧し、必要に応じて事業部責任者等から説明を受け、IRU契約に係る取引の実態を確かめた。 ・ 個々のIRU契約がファイナンス・リース取引に該当するか否かの判定に係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・ 会社グループが締結したIRU契約がファイナンス・リース取引に該当するか否かの判定について、契約書等を閲覧し、解約不能かつフルペイアウトのリース取引であるか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイ・ピー・エスの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイ・ピー・エスが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。
監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月12日

株式会社アイ・ピー・エス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 康之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 大介

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・ピー・エスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エスの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Indefeasible Right of Use (IRU) 契約に係るファイナンス・リース取引の判定

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（Indefeasible Right of Use (IRU) 契約に係るファイナンス・リース取引の判定）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。